

第1章

第3期 松山市 ひとり親家庭等 自立促進計画

1. 計画の概要

(1) 策定の趣旨

我が国の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉対策は、昭和 27(1952)年に戦争未亡人対策から始まって 60 年以上の歴史を持っており、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を巡る状況の変化に応じた見直しが行われてきています。

平成 14(2002)年には母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いて施策を実施することとされ、「子育てや生活支援策」「就業支援策」「養育費の確保策」「経済的支援策」を総合的に展開することとされました。

その後、平成 24(2012)年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の施行、平成 26(2014)年に母子家庭及び父子家庭の福祉の増進を図るための関連法令の改正、平成 27(2015)年に「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(すくすくサポート・プロジェクト)」の策定、平成 28(2016)年度からの段階的な児童扶養手当の拡充が図られてきたところです。令和 2(2020)年 4 月 1 日には国が「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を示し、ひとり親家庭の生活の安定と向上のための施策が総合的かつ計画的に展開され、効果的に機能することが求められています。

松山市(以下「本市」という。)では、こうした国の動向に即応しつつ、平成 21(2009)年 3 月に「松山市母子家庭等自立促進計画」(以下「第 1 期計画」という。)を、また、平成 28(2016)年 3 月に「第 2 期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」(以下「第 2 期計画」という。)を策定し、ひとり親家庭等の自立促進を図ってきました。第 2 期計画では、「子育て、生活の支援の充実」「就業支援の充実」「経済的支援の充実」「養育費確保等の推進」「相談体制と情報提供の強化」の 5 つを施策の基本的目標とし、関係機関と連携を図りながら取組を進め、「ひとり親家庭児童の保育所等の優先入所」「延長保育・一時預かり事業」「母子生活支援施設の整備」「市営住宅入居申込の優先措置」など 30 の施策・事業のうち 12 の施策・事業で事業拡充、利用者拡大等により、目標を達成しました。一方で、「日常生活支援事業」「就業講習会」など 5 施策・事業で目標に到達しておらず、利用者の拡大や事業の認知向上などの課題が明らかになりました。

このように本市では様々な取組を展開しているところですが、社会経済環境の変化、地域コミュニティの希薄化等による子育ての孤立感・負担感等の増大など、ひとり親家庭を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

本市を取り巻く現状、また、第 2 期計画の進捗状況などを踏まえ、これからのひとり親家庭や寡婦の自立支援を的確に、総合的に事業展開を図るために「第 3 期計画松山市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定します。

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の全体像

1. 方針のねらい

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえつつ、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを旨とするものである。

2. 方針の対象期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項	第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項	第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 離婚件数の推移等 2. 世帯数の推移等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 世帯数 (2) 生別、死別の割合 (3) 寡婦の数等 (4) 児童扶養手当受給者数 3. 年齢階級別状況 4. 住居の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・持ち家率、借家、公営住宅等の割合 5. 就業状況 <ul style="list-style-type: none"> ・正規の職員・従業員、パート・アルバイト等の割合 6. 収入状況 <ul style="list-style-type: none"> ・平均年間収入、平均年間就労収入 7. 学歴の状況 8. 相対的貧困率 9. 養育費の取得状況 10. 面会交流の実施状況 11. 子どもの状況等 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの数、就学状況別 12. その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公的制度等の利用状況 (2) 子どもについての悩み (3) 困っていること (4) 相談相手について 13. まとめ 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携 (2) 関係機関相互の協力 (3) 相談機能の強化 (4) 子育て・生活支援の強化 (5) 就業支援の強化 (6) 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進 (7) 福祉と雇用の連携 (8) 子どもの貧困対策 2. 実施する各施策の基本目標 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子育てや生活の支援策 (2) 就業支援策 (3) 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進 (4) 経済的支援策 (5) その他(職員の人材確保・専門性向上等) 3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国等が講ずべき措置 (2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援 (3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表 (4) 基本方針の評価と見直し (5) 関係者等からの意見聴取 (6) その他(関係団体との連携等) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 手続きについての指針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自立促進計画の期間 (2) 他の計画との関係 (3) 自立促進計画策定前の手続 <ol style="list-style-type: none"> ① 調査・問題点の把握 ② 基本目標 ③ 合議制機関からの意見聴取 ④ 関係者等からの意見聴取 (4) 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定 <ol style="list-style-type: none"> ① 評価 ② 施策評価結果の公表 ③ 次の自立促進計画の策定 2. 自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項 (2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項 (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生労働大臣が提示した施策メニュー ② 都道府県等及び市等独自の施策メニュー

ひとり親家庭等への支援施策の動き

平成27年10月 基本方針の見直し

- ・①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策の総合的支援を実施。
- ・専門委員会で示された課題、H26法改正事項、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ以下の新たな事項を追加。
 - ①相談支援体制の整備(ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施)
 - ②学習支援の推進 ③親の学び直しの支援 ④在宅就業の推進 ⑤養育費の確保及び面会交流の支援の強化 ⑥広報啓発の実施等

平成27年12月 すくすくサポート・プロジェクト(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト) 子どもの貧困対策会議決定

【支援施策の拡充】平成28年度

- ・ワンストップ化の推進(現況届時の集中相談体制の整備等)
- ・自立支援教育訓練給付金の充実(訓練費用の2割→6割)
- ・高等職業訓練促進給付金の充実(支給期間の延長(2年→3年)等)
- ・子どもの生活・学習支援事業の創設
- ・養育費等支援事業の充実(弁護士による相談事業の実施)
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付利率の見直し

平成28年8月 改正児童扶養手当法施行(第2子以降の加算額の倍増)

【支援施策の拡充】

- 平成29年度・自立支援教育訓練給付金の充実
- 平成30年度・高等職業訓練促進給付金の拡充
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の拡充
- ・未婚のひとり親家庭に対する寡婦(夫)控除のみならず適用の実施
- ・児童扶養手当の全部支給所得制限限度額の引き上げ

平成28年11月 全国ひとり親世帯等調査(平成29年12月公表)

平成30年9月 改正児童扶養手当法施行(令和元年11月から支払回数を年3回から年6回に拡大)

【支援施策の拡充】令和元年度

- ・ひとり親家庭等生活向上事業の拡充(地域の民間団体の活用等によるひとり親家庭等の継続的な見守り支援等の実施)
- ・自立支援教育訓練給付金の拡充(専門資格の取得を目的とする講座を追加)
- ・高等職業訓練給付金の拡充(支給期間の延長(3年→4年)、最終年における給付金の増額)
- ・離婚前後親支援モデル事業の創設
- ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給(令和2年1月支給)

【支援施策の拡充】令和2年度

- ・母子・父子自立支援員等の専門性の向上を図るための研修受講の促進等(研修受講費や受講中の代替職員の経費等を補助を実施)
- ・ひとり親家庭日常生活支援事業の拡充(補助単価の引き上げ、定期利用の対象を小学生まで拡大)
- ・ひとり親家庭等生活向上事業の拡充(母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育て指導・助言、相談等を実施)
- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の拡充(受講終了時の支給割合の見直し)
- ・離婚前後親支援モデル事業の拡充(親支援講座に加え地方自治体等が実施する養育費履行確保等に資する先駆的な事業への補助を実施)
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の拡充(ひとり親家庭の子どもが大学等に就学しやすい環境を整えるため、就学支度資金や修学資金に受験料や修学期間中の生活費等を加える。)

出典:厚生労働省

(2) 計画の位置付け

① 法的根拠

本計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法(平成 29 年 4 月改正施行)」第 12 条に基づき策定するものです。

② 計画の対象

「母子家庭」「父子家庭」「寡婦」を対象とするものです。

なお、

母子家庭とは、母と 20 歳未満の子どもがいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。

父子家庭とは、父と 20 歳未満の子どもがいる世帯で、同居の親族がいる場合を含みます。

寡婦とは、かつて母子家庭の母であって、子どもが成人し、現在も配偶者のない状態にある者をいいます。

また、

ひとり親家庭とは、母子家庭及び父子家庭をいいます。

ひとり親家庭等とは、ひとり親家庭及び寡婦をいいます。

③ 上位・関連計画等との整合

愛媛県の「第 2 期えひめ・未来・子育てプラン(後期計画)」に含まれる「愛媛県自立促進計画」と整合を図って推進します。

本市まちづくりの最上位計画である「第 6 次松山市総合計画(後期基本計画)」のもと推進する、児童福祉に係る部門別計画である「第 2 期松山市子ども・子育て支援事業計画」に示した「ひとり親家庭の自立支援の推進」を具体的に展開していくための計画となります。

「第 4 次まつやま教育プラン 21」「第 4 期松山市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画(このまちなえがおプラン)」などの関連計画とも整合を図っています。

④ 国際社会との協調

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」は、平成元(1989)年の第 44 回国連総会で採択され、平成 2(1990)年に発効しました。我が国も平成 6(1994)年に批准して、子どもの権利を守るための取組を進めてきています。

本計画は、国際社会の一員として、こうした子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障していくことに資するものです。

また、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、2030 年を年限とする「持続可能な開発目標(SDGs)」を採択しており、我が国でも、普及・啓発と日本経済の持続的な成長につなげていくための取組が展開されています。

本市は、令和 2(2020)年度、優れた SDGsの取組を提案する都市である「SDGs 未来都市」として国から選定されているように、本計画でも SDGsの達成に向け、主に次のゴールに取り組んでいきます。

- 目標1 (貧困)あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標2 (飢餓)飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標3 (保健)あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標4 (教育)全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 目標5 (ジェンダー)ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う
- 目標8 (成長・雇用)包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 10 (不平等)各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11 (都市)包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 16 (平和)持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



(3) 計画の期間

令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度の 5 年間を計画期間とします。

(4) 計画の策定方法

① 実態調査

令和 2(2020)年 8 月 13 日～9 月 11 日の期間に「第 3 期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」策定の基礎資料とすることを目的に「令和 2 年度松山市ひとり親世帯実態調査」を行いました。

② 策定体制

「松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」を審議機関として設置し、審議を重ね、パブリックコメント(市民意見公募手続)を経て策定しています。

事務局は保健福祉部子育て支援課が担当し、計画策定のための各施策等に関する事項については、庁内関係部署と連携し検討を進めました。

(5) 計画の進行管理

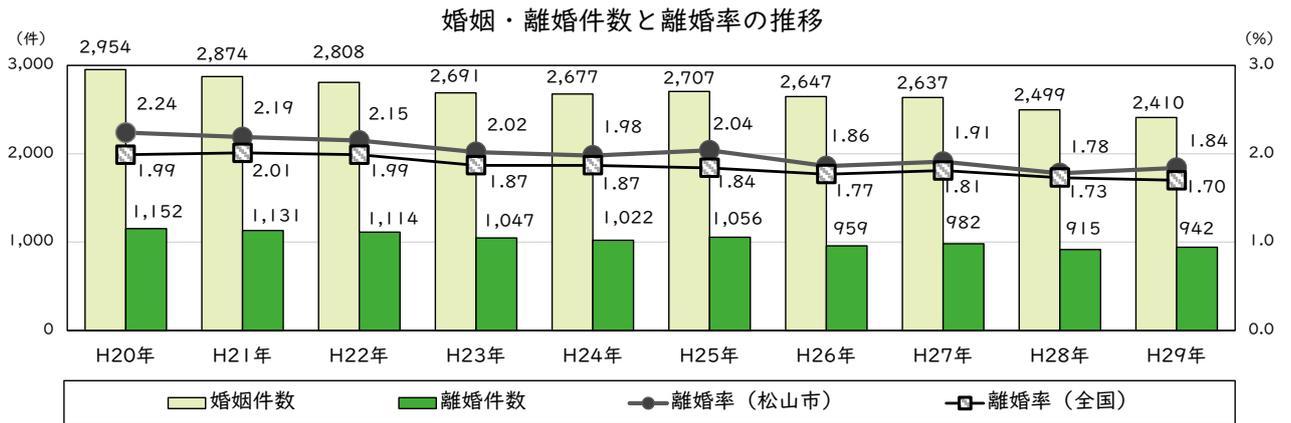
本計画は、本市の関係部署と関係機関及び関係団体が連携をし、施策の推進に取り組むとともに、その進捗状況の評価を「松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」が毎年実施し、定期的に公表します。

2. ひとり親家庭を取り巻く現状及び第2期計画の評価と課題

(1) 基礎統計にみる現状

① 婚姻・離婚の推移

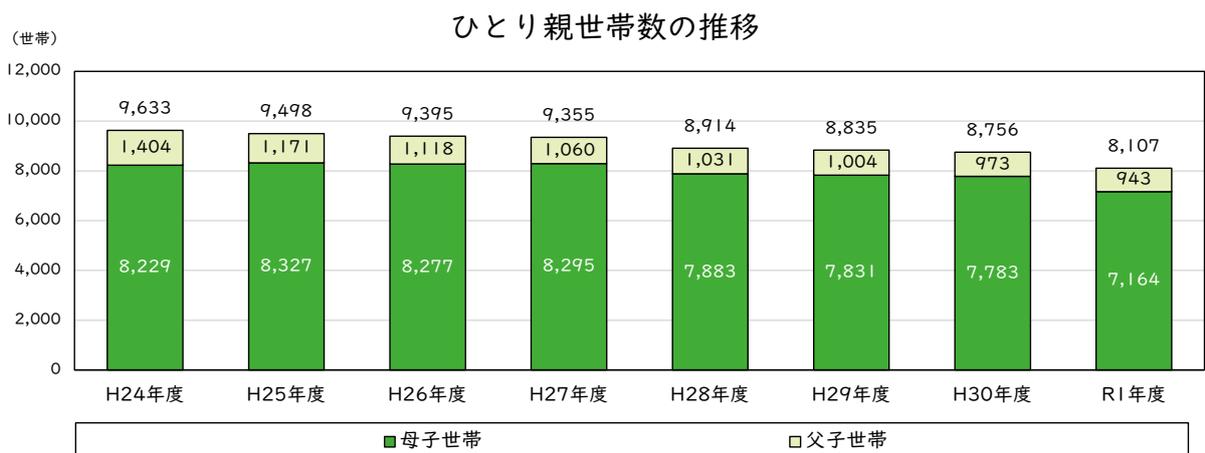
本市の平成29(2017)年の婚姻件数は2,410件、離婚件数は942件、離婚率が1.84%となっています。婚姻件数は減少傾向にあるものの、離婚件数は横ばいで推移しています。



※ 離婚率=年間離婚件数/人口×1,000

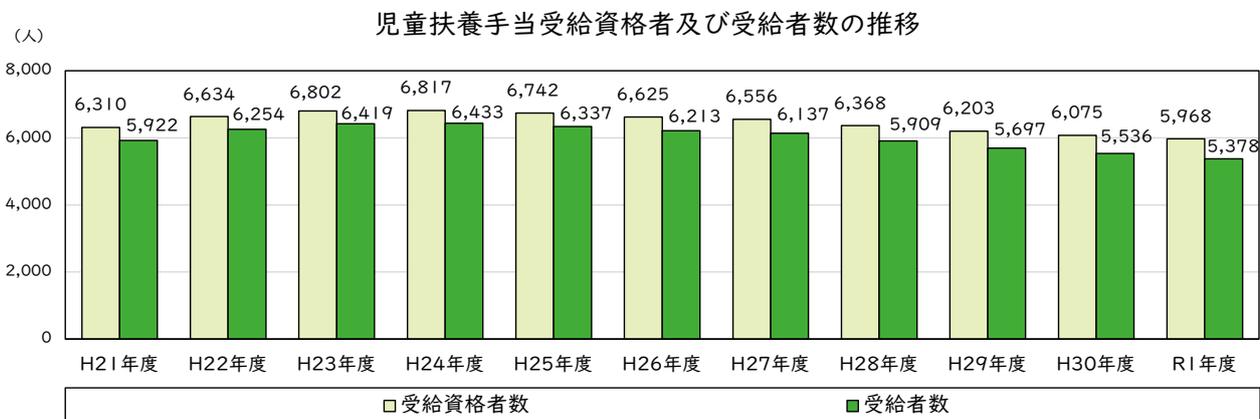
② ひとり親世帯の推移

令和元(2019)年度の母子世帯が7,164世帯、父子世帯が943世帯となっています。母子世帯及び父子世帯は減少傾向にあります。



③ 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数は令和元(2019)年度が5,378人となっており、平成24(2012)年度から減少傾向にあります。

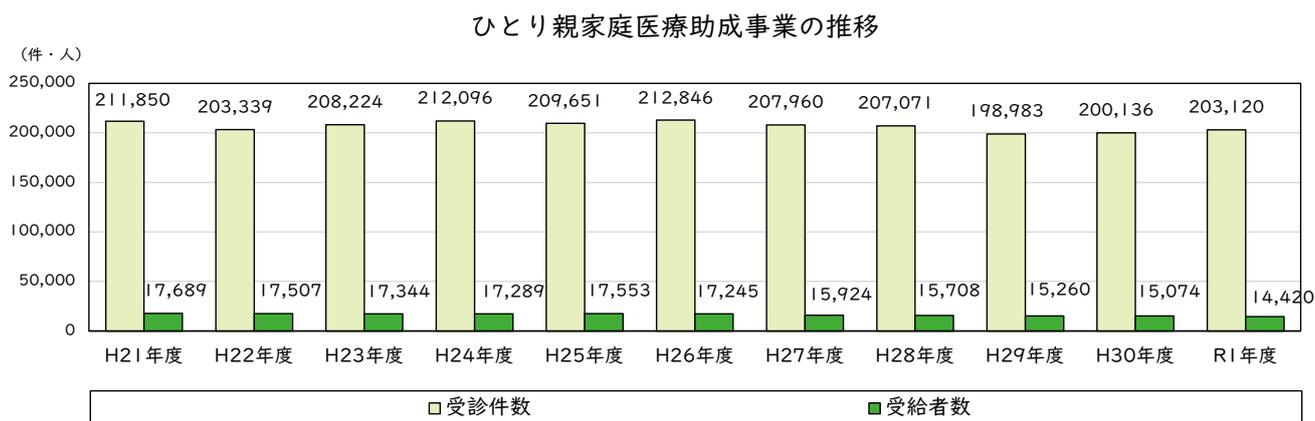


出典：子育て支援課

④ ひとり親家庭医療助成事業の推移

令和元(2019)年度は、受診件数が203,120件、受給者数が14,420人となっています。

平成27(2015)年7月1日から父子家庭への助成を開始するとともに所得制限(児童扶養手当が全部停止となる所得制限限度額)を導入しました。



出典：子育て支援課

(2) アンケート調査からみる現状

① 調査概要

【調査名】

令和2年度 松山市ひとり親世帯実態調査

【目的】

「第3期松山市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定にあたり、ひとり親家庭の方の子育てや生活の課題を把握するとともに、現計画の進捗評価や次期計画での取組を検討する基礎資料とすることを目的として実施しました。

【調査期間】

令和2(2020)年8月13日～9月11日

【調査対象】

松山市在住の母子世帯(児童扶養手当受給資格者及びひとり親家庭医療助成対象者)及び父子世帯(住民基本台帳上の父と子の世帯)の中から合計2,300件を無作為抽出しました。

※「母子世帯」:20歳未満の子どもを扶養している配偶者のない女子と子どもからなる家庭(母子以外の同居者がある場合を含む。)

※「父子世帯」:20歳未満の子どもを扶養している配偶者のない男子と子どもからなる家庭(父子以外の同居者がある場合を含む。)

【配布数/有効回答数(有効回答率)】

	配布数	有効回答数/率
母子世帯	2,000	975/48.7%
父子世帯	300	116/38.6%
合計	2,300	1,096/47.6%

※合計には世帯の不明・無回答5件を含む。

【調査項目】

世帯の状況、住居、仕事、経済状況、養育費と面会交流、子どもとの過ごし方、福祉関係の公的制度の利用の認知と利用意向等

(調査結果について)

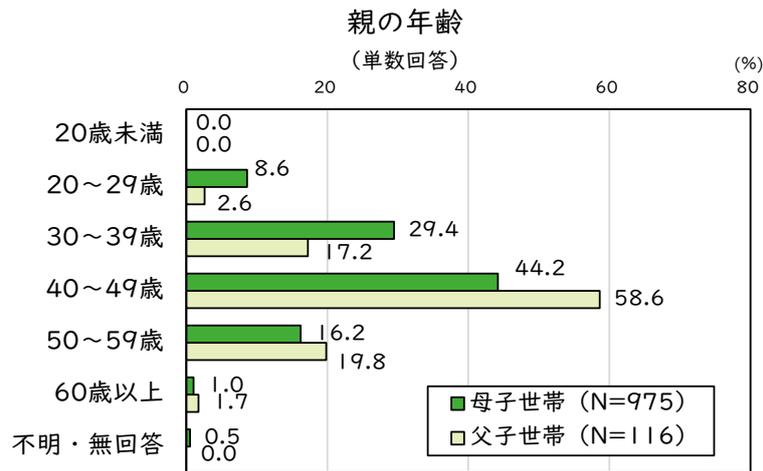
- ・ 回答結果は、各項目の不明を含む有効サンプル数に対する百分比(%)で示し、百分比は小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しています。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの比率を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

② 調査結果の概要

(ひとり親家庭の状況)

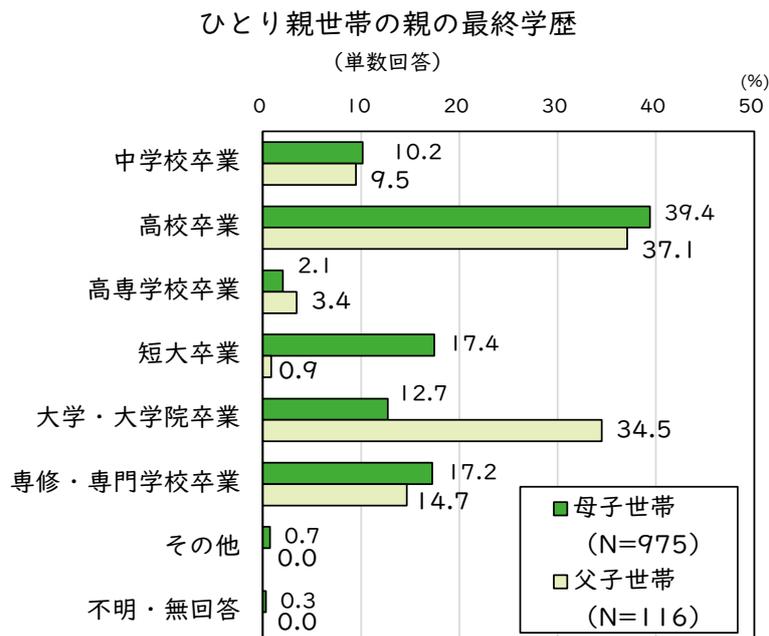
○ 母子家庭及び父子家庭の親の年齢

- ・ 「母子世帯」「父子世帯」とともに「40～49歳」が最も多く、「母子世帯」が44.2%、「父子世帯」が58.6%となっています。
- ・ 「母子世帯」は「父子世帯」に比べ、親の年齢が若くなっています。



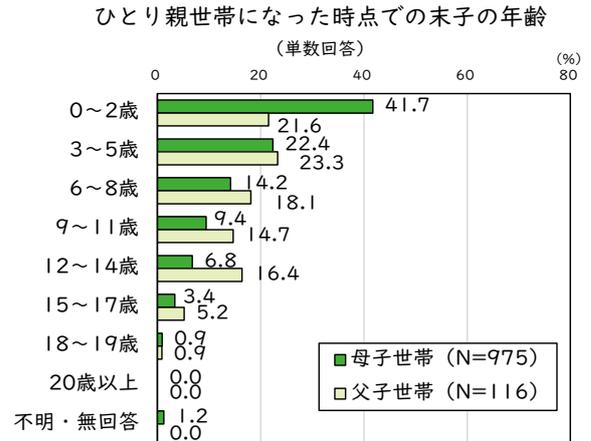
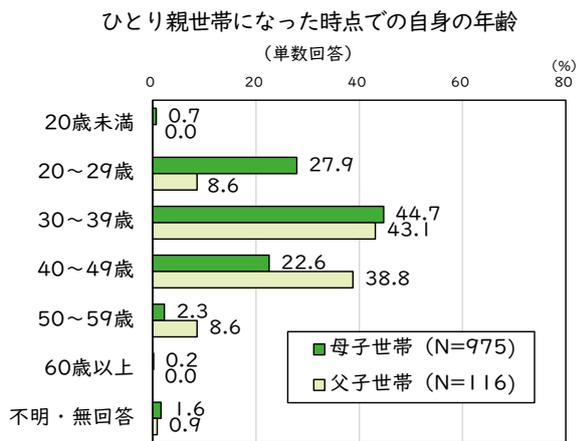
○ 母子家庭及び父子家庭の保護者の最終学歴

- ・ 「母子世帯」は「高校卒業」が最も多く39.4%、次いで「短大卒業」が17.4%、「専修・専門学校卒業」が17.2%などとなっています。
- ・ 「父子世帯」は「高校卒業」が最も多く37.1%、次いで「大学・大学院卒業」が34.5%、「専修・専門学校卒業」が14.7%などとなっています。
- ・ 「母子世帯」「父子世帯」とともに「中学校卒業」が約10%となっています。



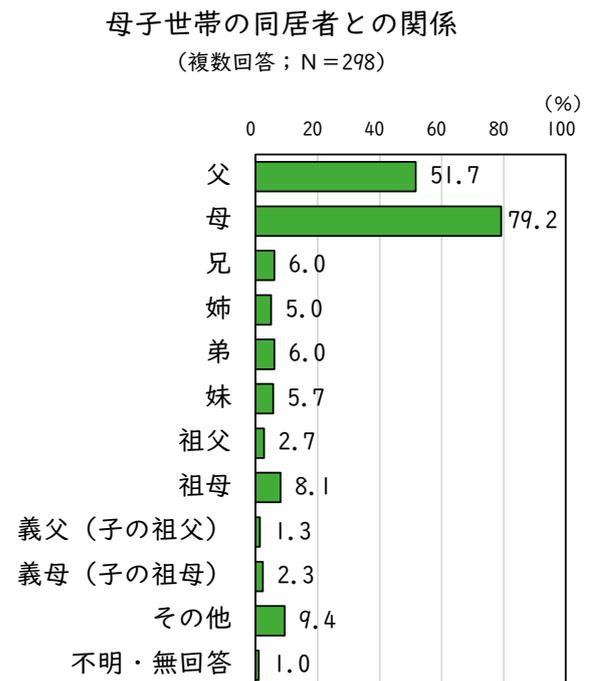
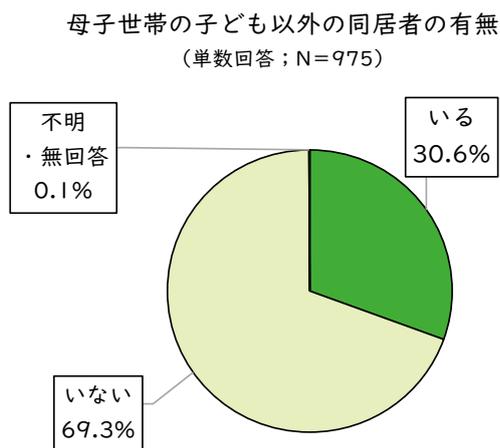
○ ひとり親になった時点での自身の年齢と末子の年齢

- ・ 「母子世帯」では、自身の年齢が「30～39 歳」が最も多く 44.7%、次いで「20～29 歳」が 27.9%などとなっています。末子の年齢は、「0～2 歳」が最も多く 41.7%、次いで「3～5 歳」が 22.4%などとなっています。
- ・ 「父子世帯」では、自身の年齢が「30～39 歳」が最も多く 43.1%、次いで「40～49 歳」が 38.8%などとなっています。末子の年齢は、「3～5 歳」が最も多く 23.3%、次いで「0～2 歳」が 21.6%などとなっています。
- ・ 「母子世帯」「父子世帯」ともに、多くが未就学児がいる状況でひとり親になっています。



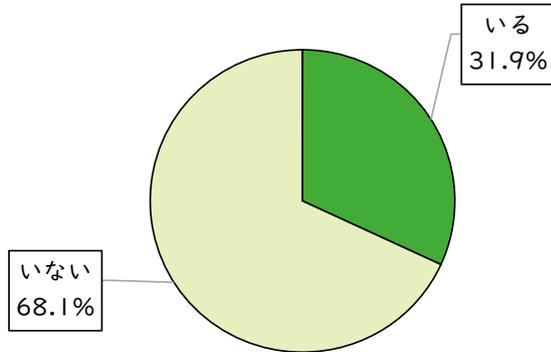
○ ひとり親家庭の同居家族

- ・ 「母子世帯」の同居家族は、「いる」が 30.6%、「いない」が 69.3%となっています。同居者との関係は、「母」が最も多く 79.2%、次いで「父」が 51.7%などとなっています。

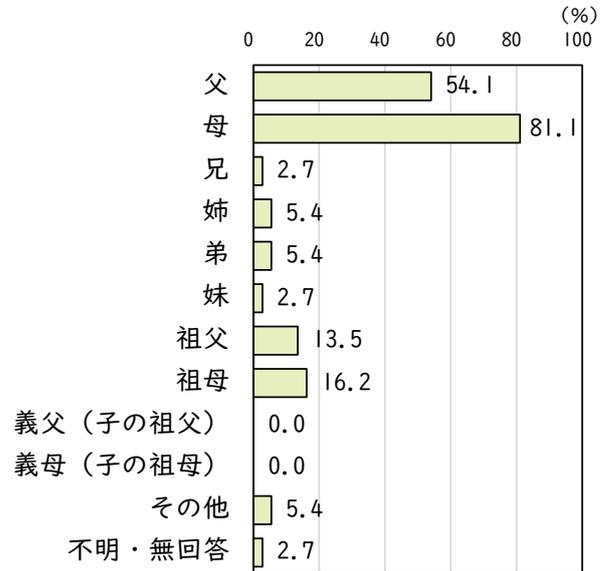


- ・「父子世帯」の同居家族は、「いる」が31.9%、「いない」が68.1%となっています。同居者との関係は、「母」が最も多く81.1%、次いで「父」が54.1%などとなっています。

父子世帯の子ども以外の同居者の有無
(単数回答; N=116)



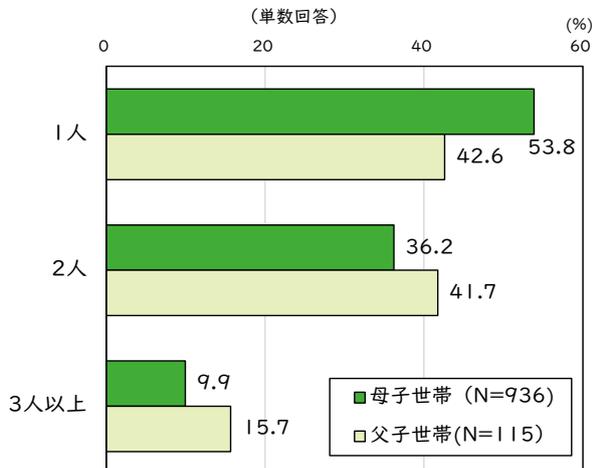
父子世帯の同居者との関係
(複数回答; N=37)



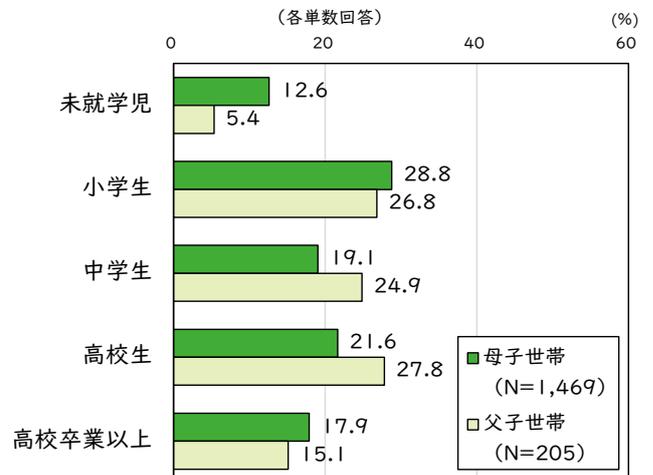
○ ひとり親家庭の子どもの数と子どもの就学状況

- ・子どもの数は、「母子世帯」「父子世帯」とともに1人が最も多く、「母子世帯」が53.8%、「父子世帯」が42.6%となっています。
- ・子どもの就学状況は、「母子世帯」では「小学生」が最も多く28.8%、次いで「高校生」が21.6%などとなっています。「父子世帯」では「高校生」が最も多く27.8%、次いで「小学生」が26.8%などとなっています。

子どもの人数

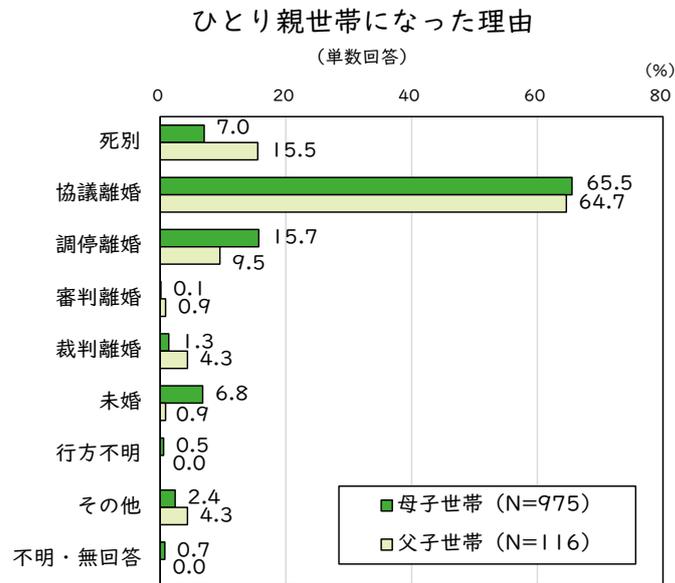


子どもの就学状況



○ ひとり親になった理由

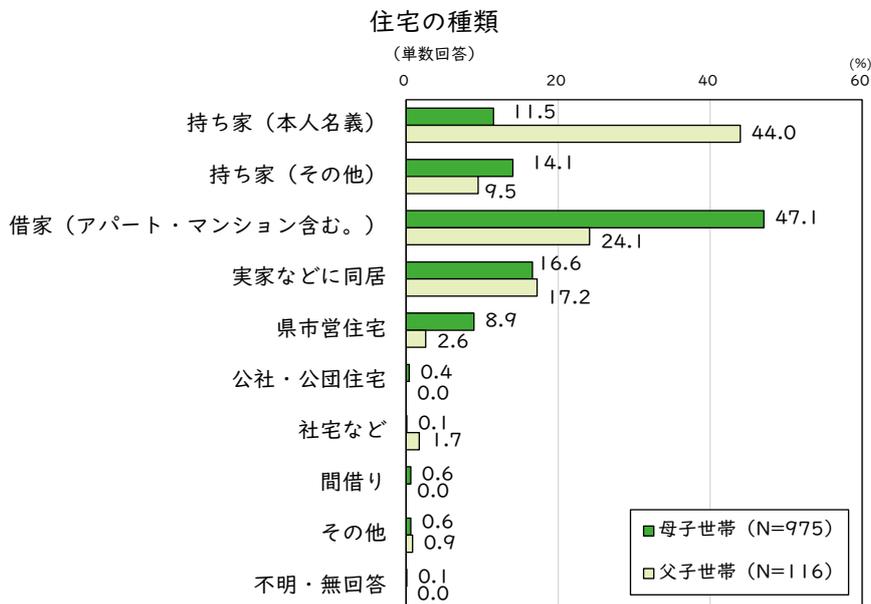
- ・ 「母子世帯」「父子世帯」とともに「協議離婚」が最も多く、「母子世帯」が 65.5%、「父子世帯」64.7%などとなっています。
- ・ 次いで、「母子世帯」では「調停離婚」が多く 15.7%、「父子世帯」では「死別」が 15.5%などとなっています。



(住居状況)

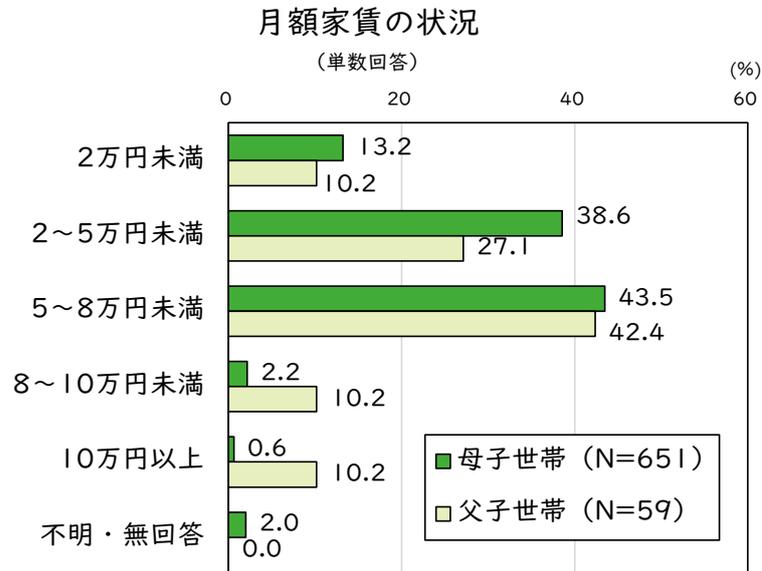
○ 住宅の種類

- ・ 「母子世帯」は、「借家(アパート・マンション含む。)」が最も多く 47.1%、次いで「実家などに同居」が 16.6%、「持ち家(その他)」が 14.1%などとなっています。
- ・ 「父子世帯」は、「持ち家(本人名義)」が最も多く 44.0%、次いで「借家(アパート・マンション含む。)」が 24.1%、「実家などに同居」が 17.2%などとなっています。



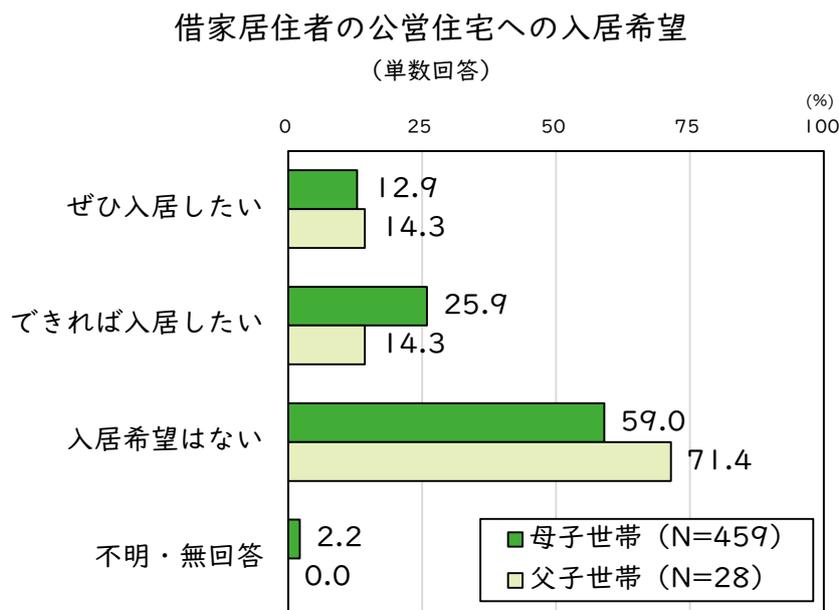
○ 月額家賃の状況

- ・ 「母子世帯」は、「5万円～8万円未満」が最も多く43.5%、次いで「2万円～5万円未満」が38.6%などとなっています。
- ・ 「父子世帯」は、「5万円～8万円未満」が最も多く42.4%、次いで「2万円～5万円未満」が27.1%などとなっています。



○ 借家に住んでいる人の公営住宅への入居希望

- ・ 「母子世帯」では、「ぜひ入居したい」が12.9%、「できれば入居したい」が25.9%と入居希望が38.8%となっています。

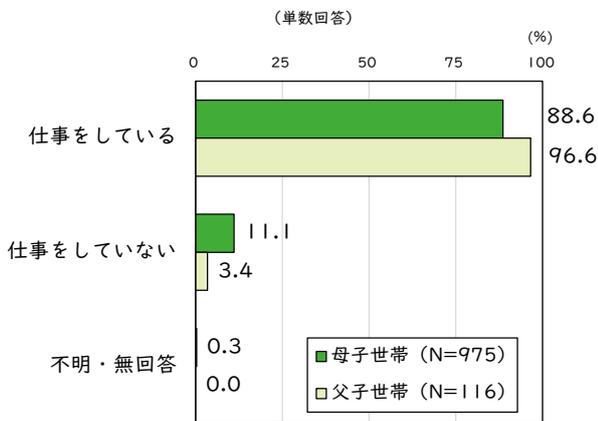


(仕事)

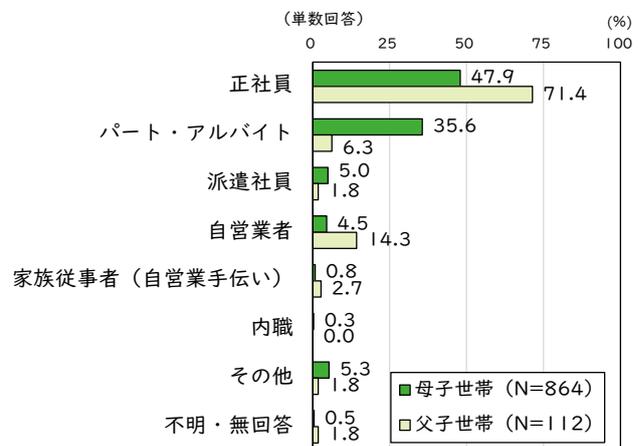
○ 職種と雇用形態

- ・ 現在の就業状況を見ると、「仕事をしている」が、「母子世帯」では 88.6%、「父子世帯」では 96.6%となっています。
- ・ 主な仕事の就業形態を見ると、「母子世帯」では「正社員」が 47.9%で、「非正規雇用」である「パート・アルバイト」「派遣社員」の合計が 40.6%となっています。他方、「父子世帯」の「非正規雇用」は 8.1%となっています。
- ・ 資格・免許の取得状況別に雇用形態を見ると、「資格・免許あり」の「正規雇用」は 61.2%であり、「資格・免許なし」では 35.1%となっています。
- ・ 主な仕事の職種は、「母子世帯」では、「事務的な仕事」が最も多く 28.2%、次いで「専門知識・技術を活かした仕事」が 19.8%などとなっています。「父子世帯」では、「営業、販売の仕事」が最も多く 24.1%、次いで「製造、技能、労務の仕事」が 17.0%などとなっています。

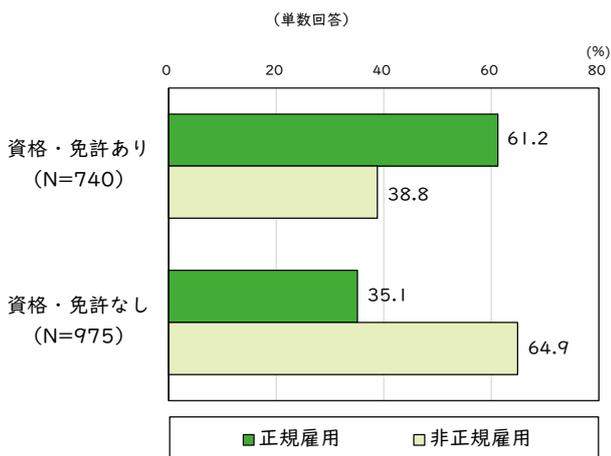
現在の就業状況



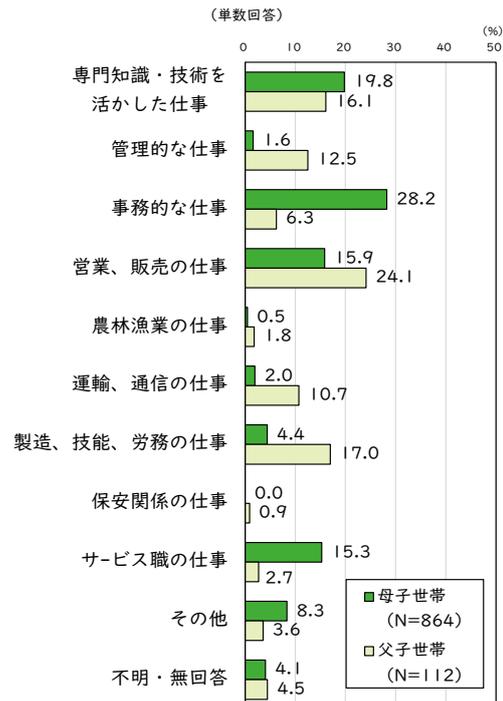
主な仕事の就業形態



資格・免許の取得状況と雇用形態

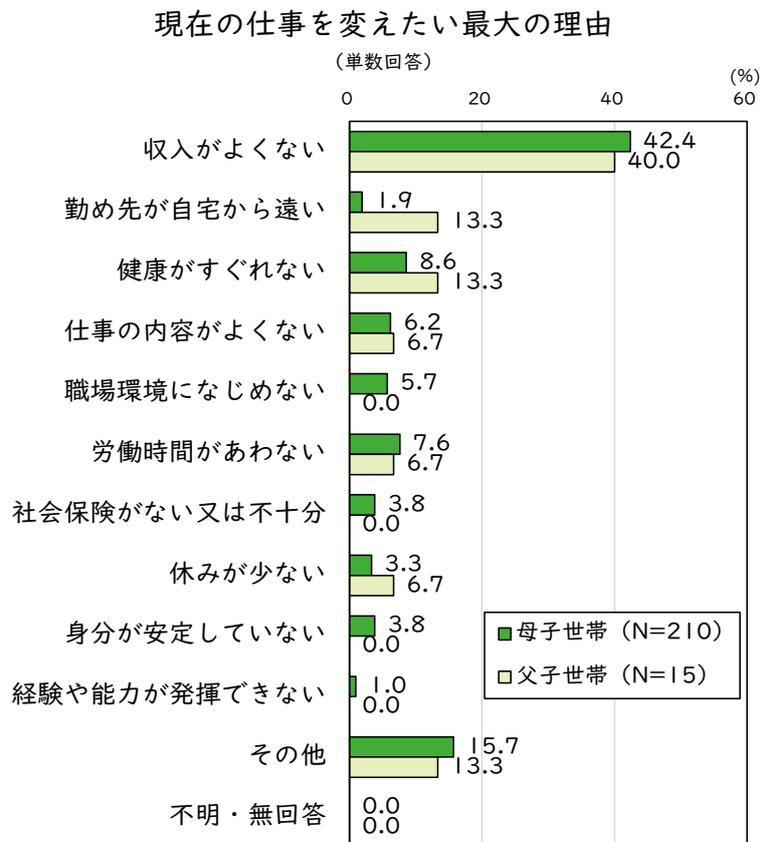
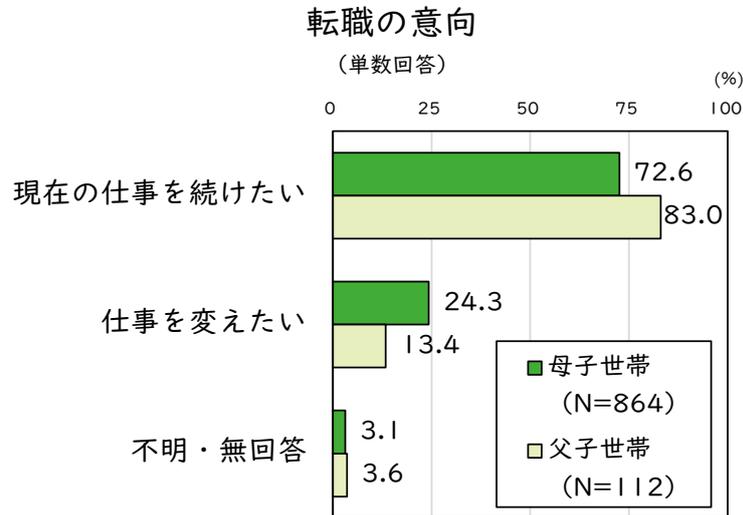


主な仕事の職種



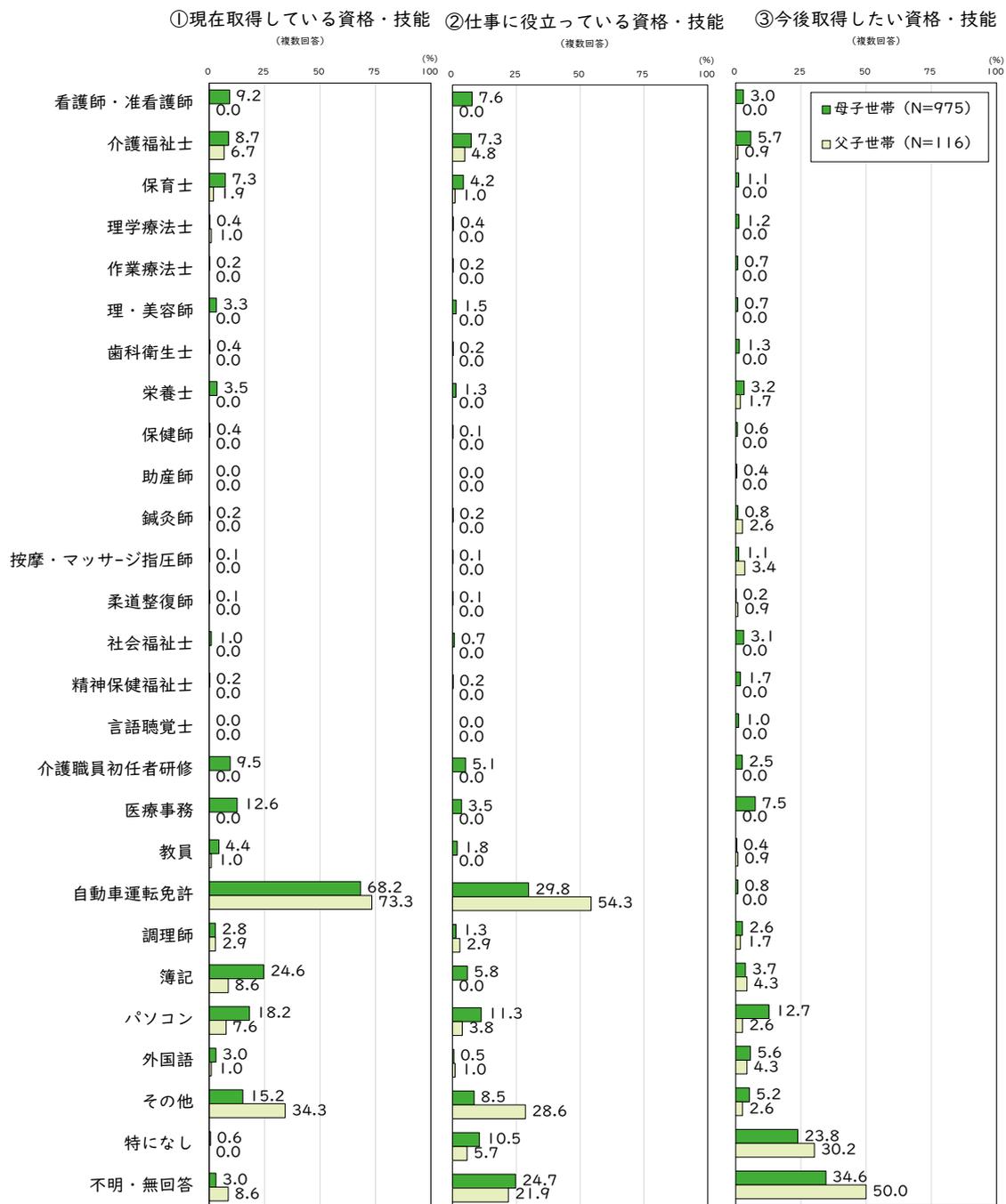
○ 転職の意向とその理由

- ・ 「母子世帯」の 24.3%、「父子世帯」の 13.4%が転職をしたいと考えており、その理由として「母子世帯」「父子世帯」とともに「収入がよくない」が最も多く 40%を超えています。



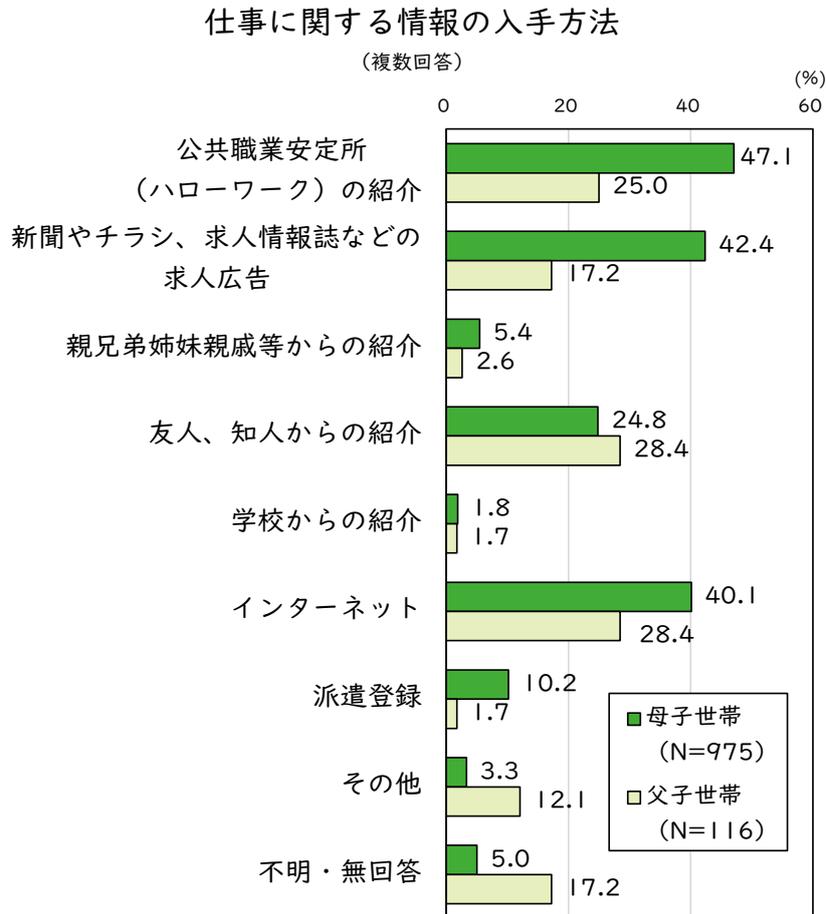
○ 保有資格・技能と今後取得したい資格・技能等

- ・ 現在取得している資格・技能は「母子世帯」「父子世帯」ともに「自動車運転免許」が最も多く「母子世帯」が 68.2%、「父子世帯」が 73.3%となっています。次いで「簿記」が「母子世帯」が 24.6%、「父子世帯」が 8.6%、「パソコン」が「母子世帯」が 18.2%、「父子世帯」が 7.6%などとなっています。
- ・ 仕事に役立っている資格・技能についても、「母子世帯」「父子世帯」ともに「自動車運転免許」が最も多くなっています。
- ・ 今後取得したい資格・技能は「母子世帯」では、「パソコン」が最も多く 12.7%、次いで「医療事務」が 7.5%、「介護福祉士」が 5.7%などとなっています。「父子世帯」ではどの資格も 5%以下となっています。



○ 仕事に関する情報の入手方法

- ・ 「母子世帯」は、「公共職業安定所(ハローワーク)の紹介」が最も多く 47.1%、次いで「新聞やチラシ、求人情報誌などの求人広告」が 42.4%、「インターネット」が 40.1%などとなっています。
- ・ 「父子世帯」は、「インターネット」「友人、知人からの紹介」が最も多く 28.4%、次いで「公共職業安定所(ハローワーク)の紹介」が 25.0%などとなっています。

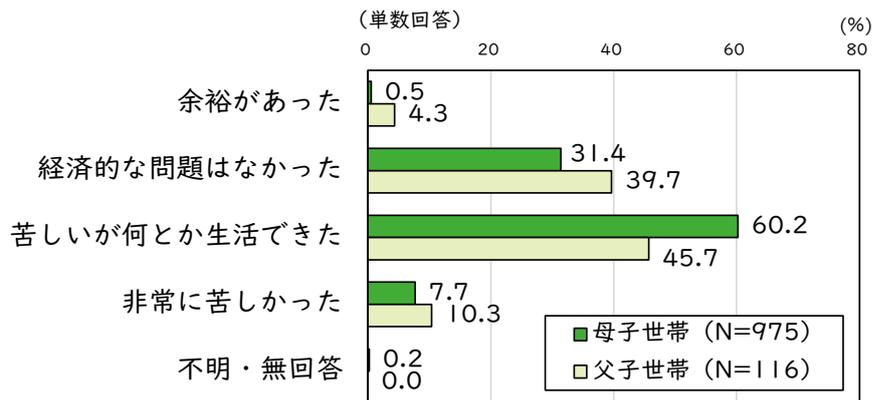


(収入と家計の状況)

○ 生活の経済的な状況

- ・ 「母子世帯」「父子世帯」ともに、「苦しいが何とか生活できた」が最も多く、「母子世帯」が60.2%、「父子世帯」が45.7%となっています。次いで「経済的な問題はなかった」が多く、「母子世帯」が31.4%、「父子世帯」が39.7%などとなっています。一方で、「非常に苦しかった」が「母子世帯」が7.7%、「父子世帯」が10.3%となっています。

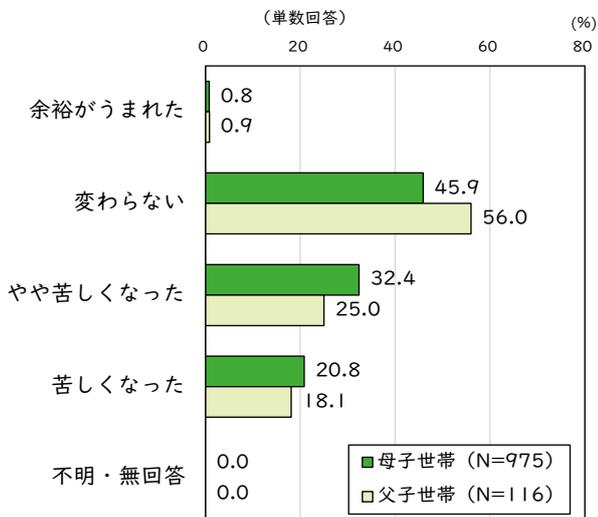
生活の経済的な状況



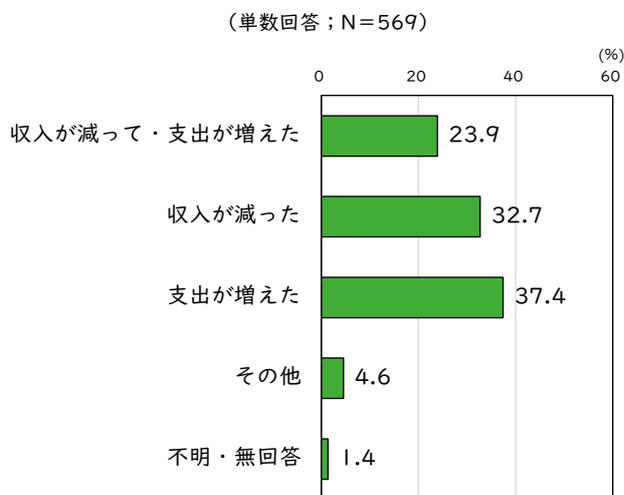
○ 新型コロナウイルス感染症等の影響による生活の経済的な状況の変化

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響による生活の経済的な状況の変化をみると、「母子世帯」「父子世帯」ともに「変わらない」が最も多く、「母子世帯」が45.9%、「父子世帯」が56.0%となっています。一方で『苦しくなった』(「やや苦しくなった」「苦しくなった」の合計)は、「母子世帯」が53.2%、「父子世帯」が43.1%と「変わらない」となっています。
- ・ 生活の経済的な状況が苦しくなった理由として、「支出が増えた」が最も多く37.4%、次いで「収入が減った」が32.7%、「収入が減って・支出が増えた」が23.9%となっています。

新型コロナウイルス感染症等の影響による生活の経済的な状況の変化



新型コロナウイルス感染症等の影響により生活の経済的な状況が苦しくなった理由

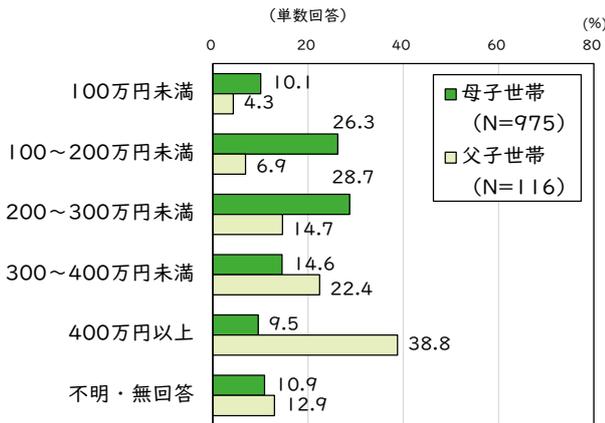


※「収入が減って・支出が増えた」の状況を把握するために加工集計

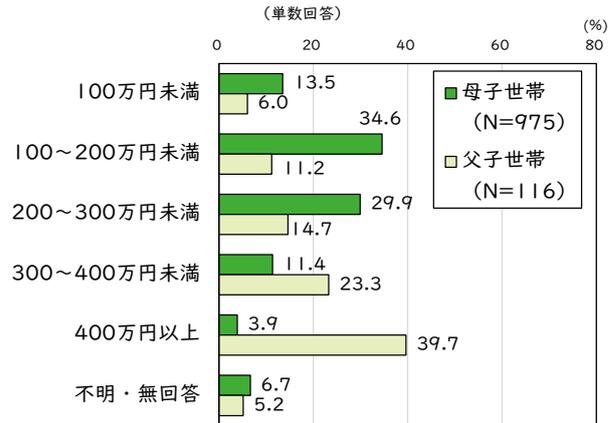
○ 年間収入及び貯蓄の状況

- ・ 世帯の年間総収入をみると、「母子世帯」では 65.1%が 300 万円未満であり、「200～300 万円未満」が最も多く 28.7%、次いで「100～200 万円未満」が 26.3%、また、「100 万円未満」が 10.1% などとなっています。
「父子世帯」では「400 万円以上」が最も多く 38.8%、次いで「300～400 万円未満」が 22.4% などとなっています。また、「100 万円未満」が 4.3%となっています。
- ・ 自身の年間総収入をみると、「母子世帯」では 78.0%が 300 万円未満であり、「100～200 万円未満」が最も多く 34.6%、次いで「200～300 万円未満」が 29.9%、また、「100 万円未満」が 13.5% となっています。「父子世帯」では、「400 万円以上」が最も多く 39.7%などとなっています。
- ・ 自身の年間就労収入をみると、「母子世帯」では 80.8%が 300 万円未満であり、「100～200 万円未満」が最も多く 36.0%、次いで「200～300 万円未満」が 21.8%、また、「100 万円未満」が 15.3%となっています。「父子世帯」では「400 万円以上」が最も多く 38.8%、次いで「200～300 万円未満」が 23.3%、また、「100 万円未満」が 2.6%となっています。
- ・ 世帯の預貯金額をみると、「母子世帯」「父子世帯」とともに「なし」が最も多く、「母子世帯」が 24.6%、「父子世帯」が 27.6%となっています。

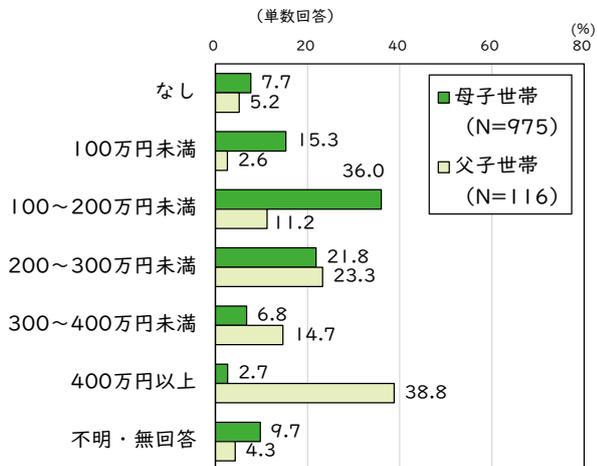
同居家族を含む世帯の年間総収入



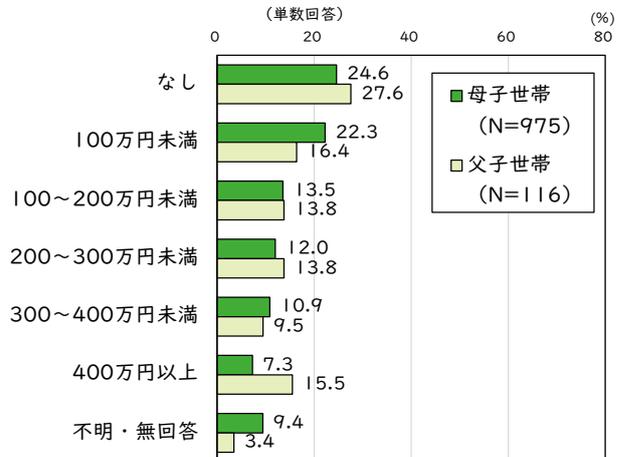
自身の年間総収入



自身の年間就労収入

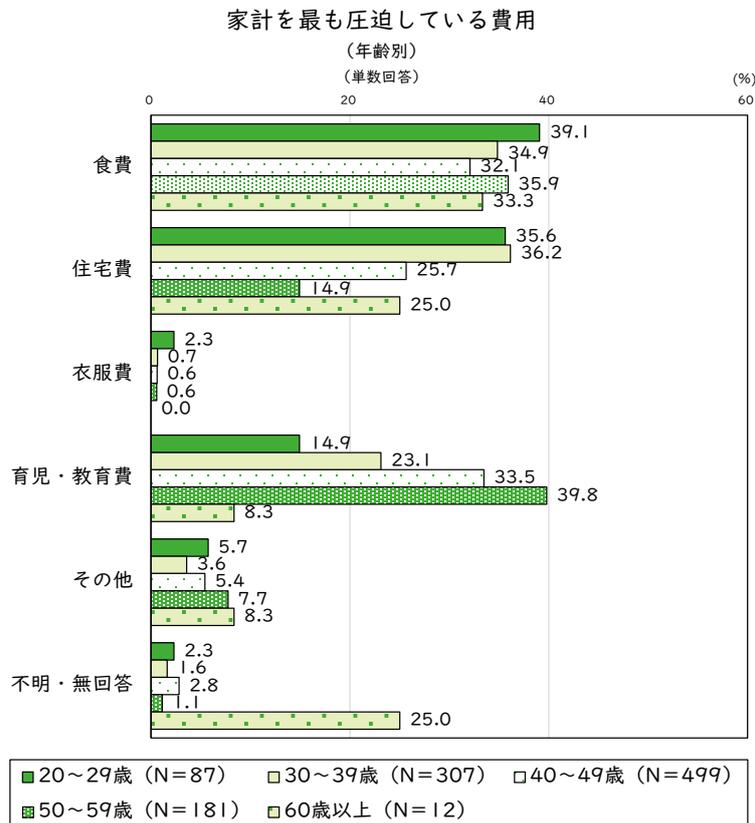
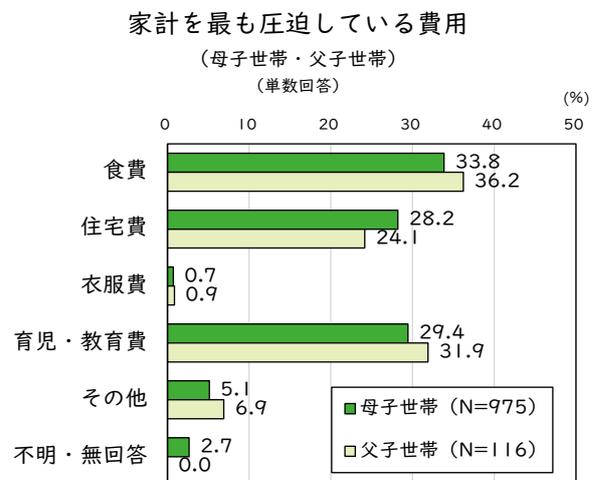
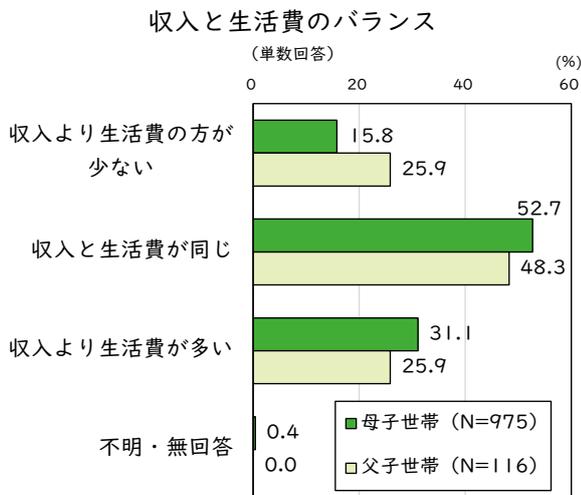


世帯の預貯金額



○ 収入と生活費のバランスと家計を最も圧迫している費用

- ・ 「収入と生活費が同じ」が「母子世帯」「父子世帯」ともに最も多く、「母子世帯」が52.7%、「父子世帯」が48.3%となっています。「収入より生活費が多い」が「母子世帯」で31.1%、「父子世帯」で25.9%となっています。
- ・ 家計を最も圧迫している費用は「母子世帯」「父子世帯」ともに「食費」が最も多く、「母子世帯」が33.8%、「父子世帯」が36.2%となっています。
- ・ 保護者の年齢別にみると、「20～29歳」では「食費」が、「30～39歳」では「住宅費」が、「40～49歳」「50～59歳」では「育児・教育費」が「60歳以上」では「食費」が最も多くなっています。また、「20～29歳」「30～39歳」では「住宅費」が、「40～49歳」「50～59歳」では「育児・教育費」が他の年代よりも多くなっています。

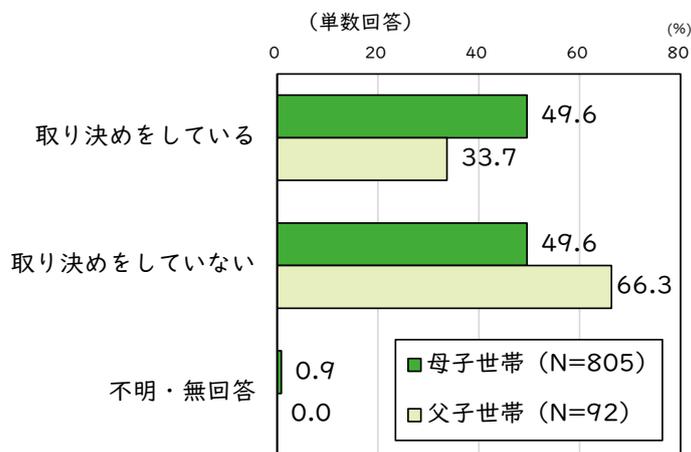


(養育費と面会交流)

○ 養育費の取り決め状況

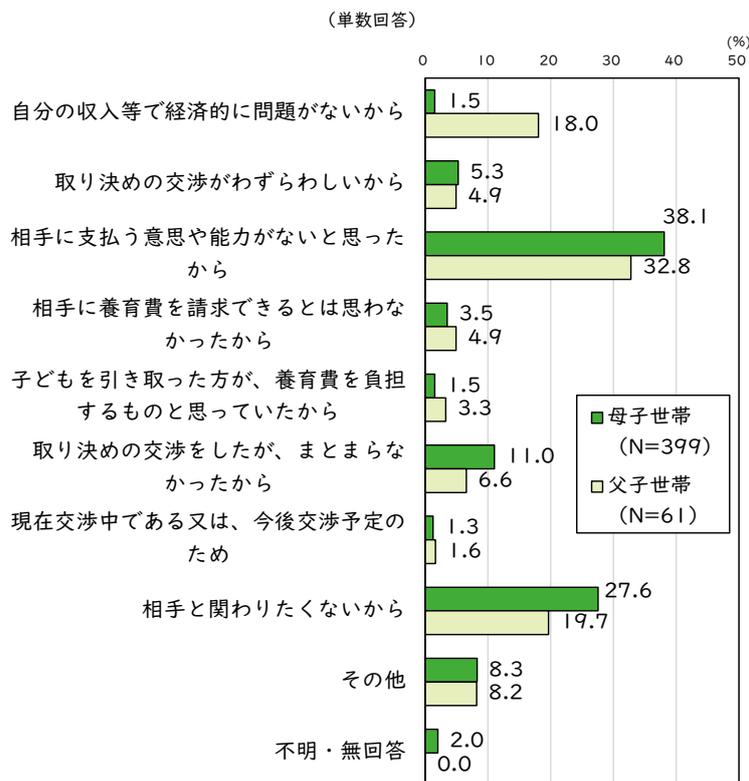
- ・ 養育費の取り決めをしている世帯は、「母子世帯」が 49.6%、「父子世帯」が 33.7%となっています。「母子世帯」の方が取り決めをしている状況にあります。

養育費の取り決め状況



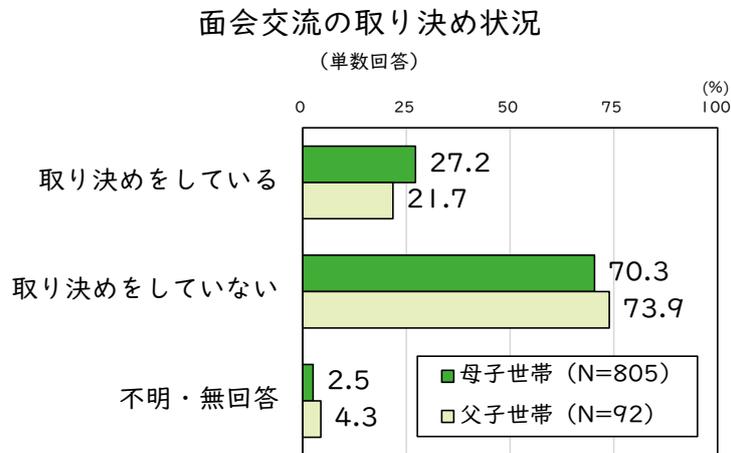
- ・ 取り決めをしていない理由としては「母子世帯」「父子世帯」とともに「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が最も多く、「母子世帯」が 38.1%、「父子世帯」が 32.8%、次いで「相手と関わりたくないから」が「母子世帯」が 27.6%、「父子世帯」が 19.7%などとなっています。

養育費の取り決めをしていない理由



○ 面会交流の取り決め状況

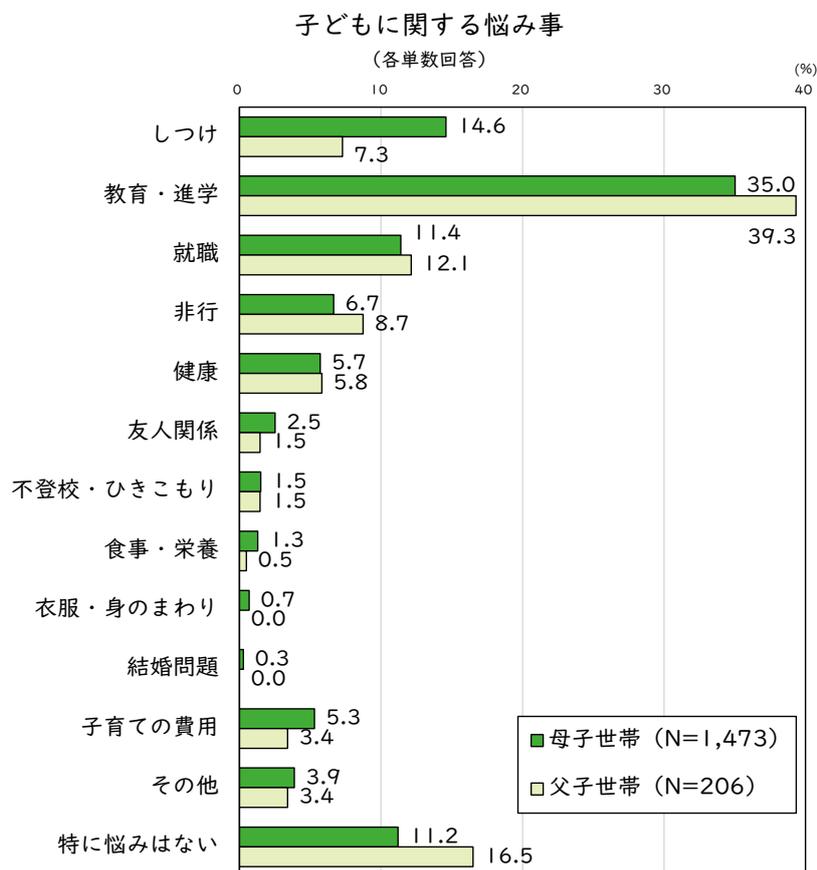
- ・ 面会交流の取り決めをしている世帯の割合は、「母子世帯」で 27.2%、「父子世帯」で 21.7%となっています。



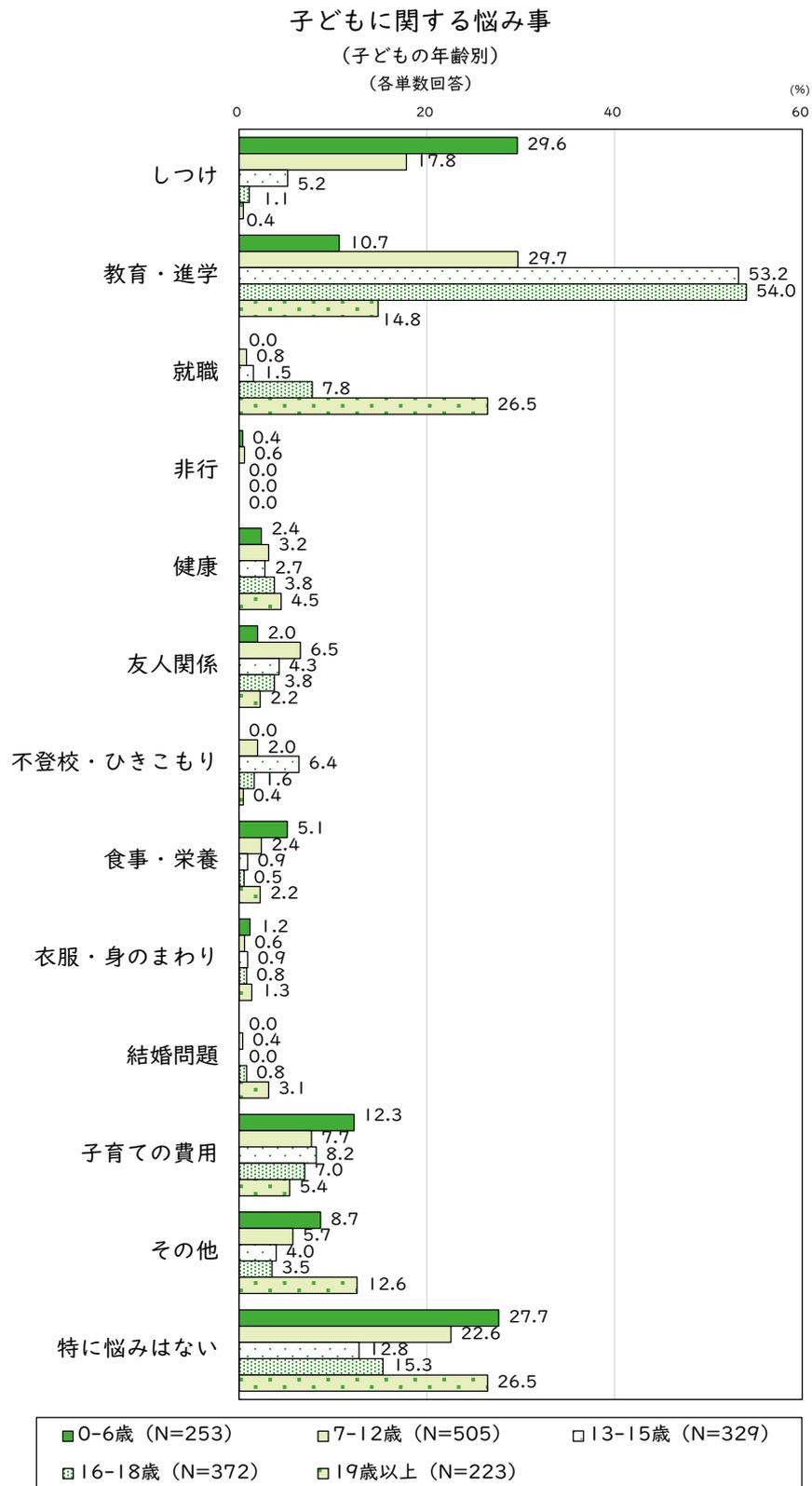
(子育てについて)

○ 子どもに関する悩み事について

- ・ 子どもに関する悩み事は、「母子世帯」「父子世帯」ともに「教育・進学」が最も多く、「母子世帯」が 35.0%、「父子世帯」が 39.3%となっています。次いで「母子世帯」では「しつけ」が「父子世帯」では「就職」が多くなっています。

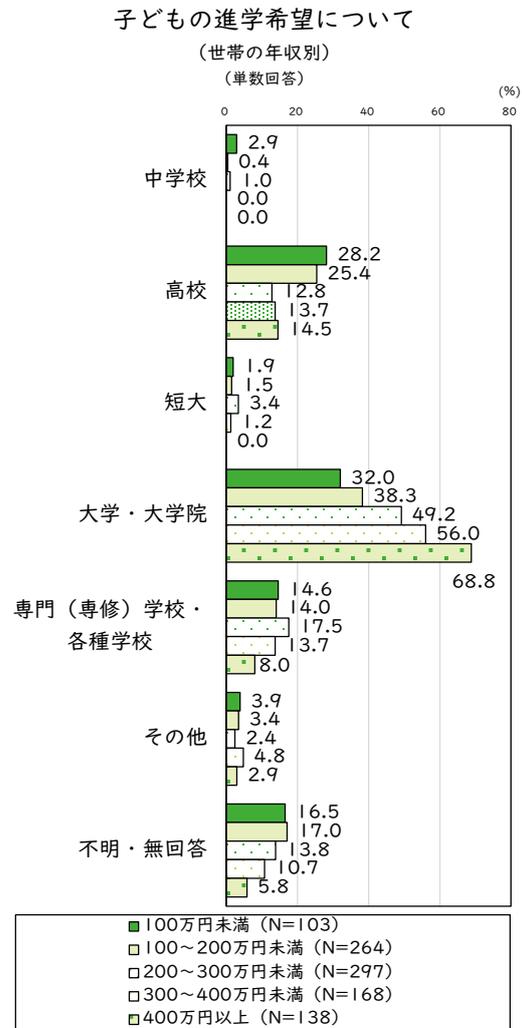
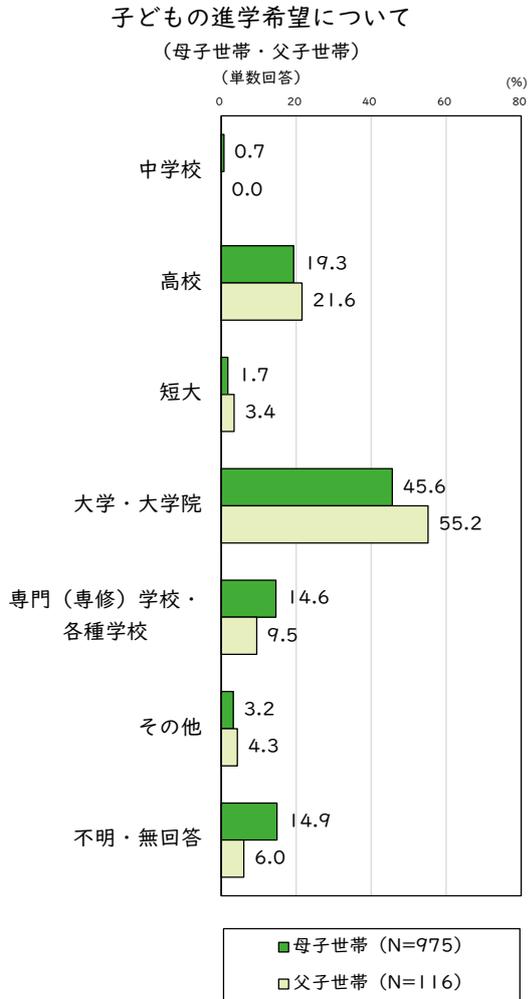


- 子どもの年齢別に子どもに関する悩み事についてみると、すべての年代で「教育・進学」が上位3位までに入っています。年齢別では、「0～6歳」では「しつけ」が最も多く、「7～12歳」「13～15歳」「16～18歳」では「教育・進学」が最も多く、「19歳以上」では「就職」が最も多くなっています。また、「13～15歳」では、他の年代よりも「不登校・ひきこもり」が多くなっています。

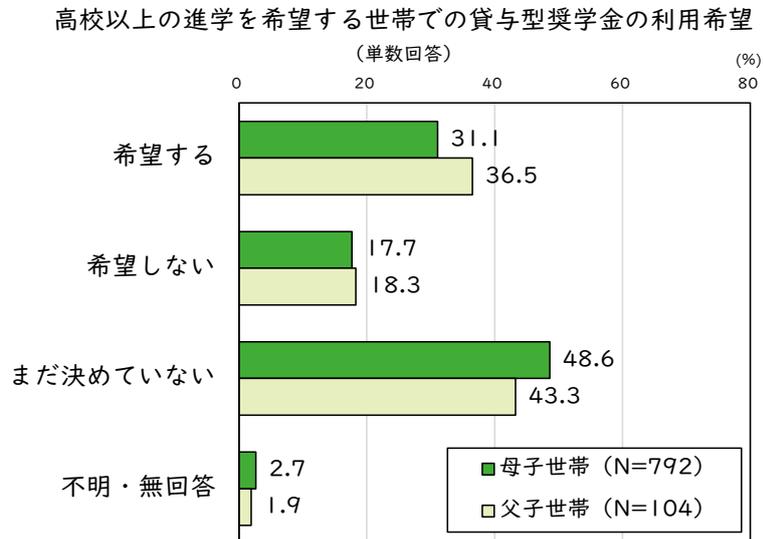


○ 子どもの進学・勉強の希望について

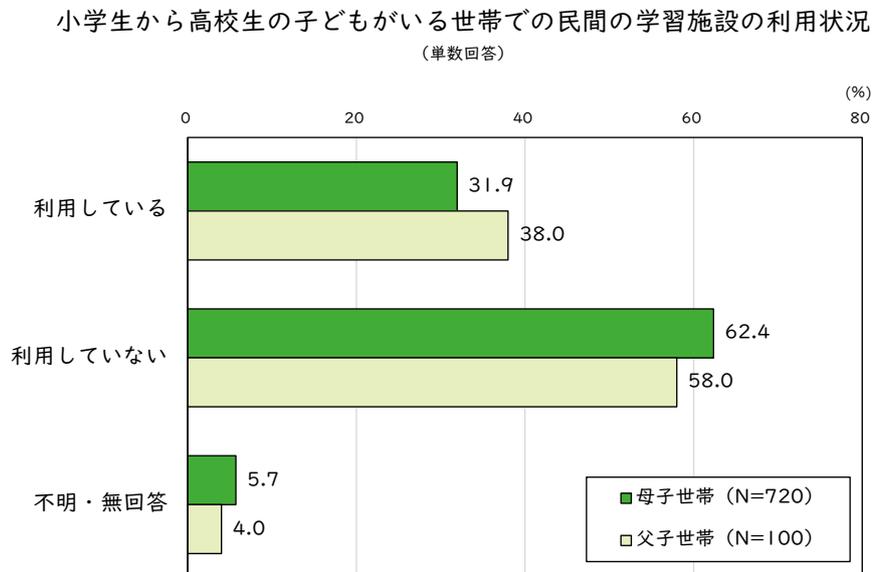
- ・ 子どもの進学をどこまで考えているかについては、「母子世帯」「父子世帯」ともに「大学・大学院」が最も多く、「母子世帯」が45.6%、「父子世帯」が55.2%となっています。
- ・ 世帯の年間総収入別にみると、収入にかかわらず「大学・大学院」が最も多くなっています。また、世帯の年間総収入が低いほど「高校」が多く、「大学・大学院」が少なくなっています。



- ・「高校」「短大」「大学・大学院」「専門(専修学校)・各種学校」への子どもの進学を考えている世帯の中で貸与型奨学金(卒業後に返済)の利用を希望しているのは、「母子世帯」が 31.1%、「父子世帯」が 36.5%となっています。



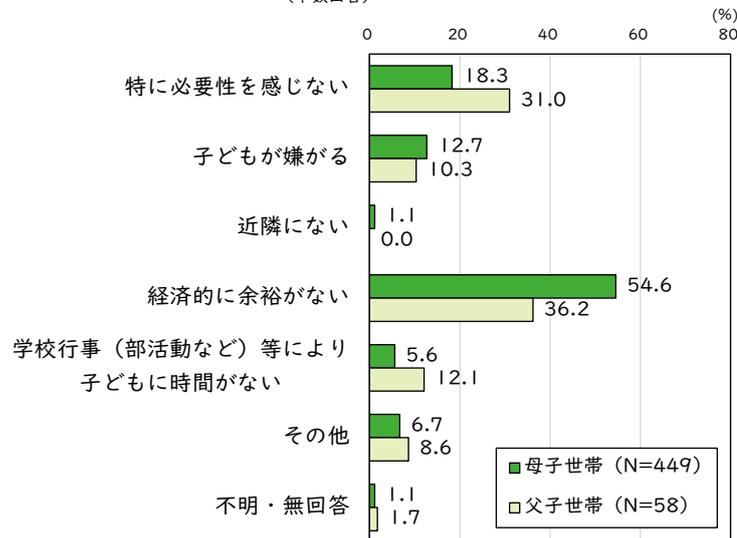
- ・小学生から高校生の子どもがいる世帯での民間の学習施設(学習塾や予備校など)の利用は、「母子世帯」が 31.9%、「父子世帯」が 38.0%となっています。



- ・ 利用していない理由として、「母子世帯」「父子世帯」とともに「経済的に余裕がない」が最も多く、「母子世帯」が 54.6%、「父子世帯」が 36.2%となっています。

民間の学習施設を利用していない理由

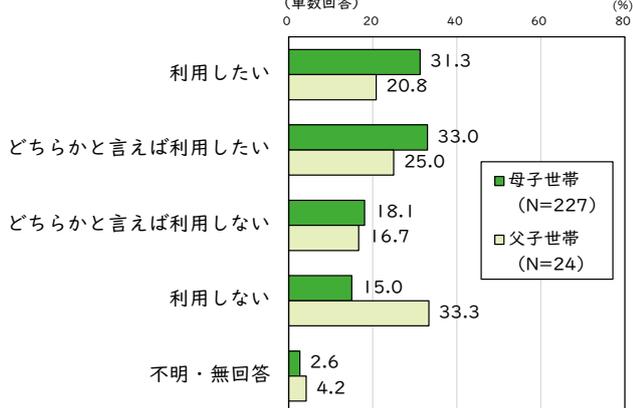
(単数回答)



- ・ 小学生の子どもがいる世帯で、現在、民間の学習施設を利用していない家庭のうち、市が実施する「土曜塾」のような学習支援の取組について、『利用したい』(「利用したい」「どちらかと言えば利用したい」)が「母子世帯」では 64.3%、「父子世帯」では 45.8%となっています。
- ・ 「経済的な理由で通うことができない家庭」では、『利用したい』(「利用したい」「どちらかと言えば利用したい」)が 72.1%となっています。

小学生対象の学習支援の利用意向

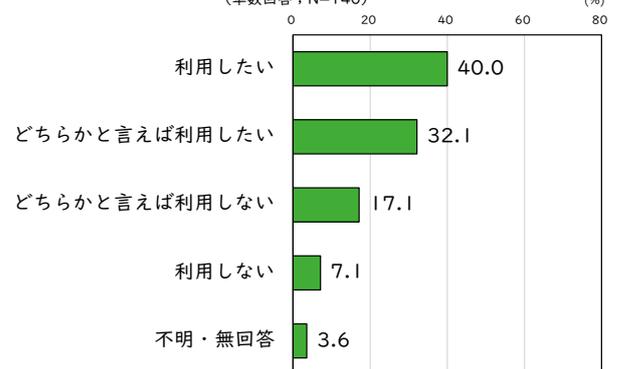
(単数回答)



経済的な理由で民間学習施設に通うことのできない

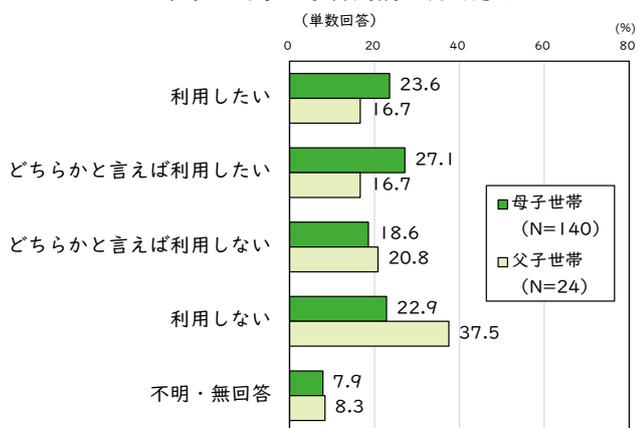
家庭での小学生対象の学習支援の利用意向

(単数回答：N=140)

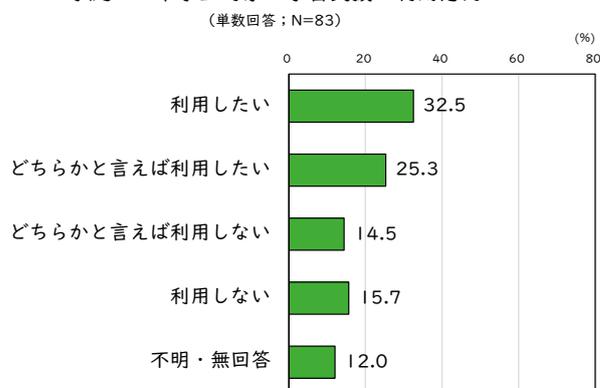


- ・ 中学生の子どもがいる世帯で、現在、民間の学習施設を利用していない家庭のうち、市が実施する「土曜塾」のような学習支援の取組について、『利用したい』(「利用したい」「どちらかと言えば利用したい」)が「母子世帯」では 50.7%、「父子世帯」では 33.4%となっています。
- ・ 経済的な理由で通うことができない家庭では、『利用したい』(「利用したい」「どちらかと言えば利用したい」)が 57.8%となっています。
- ・ 高校生の子どものいる世帯で、現在、民間の学習施設を利用していない家庭のうち、市が実施する「土曜塾」のような学習支援の取組について、『利用したい』(「利用したい」「どちらかと言えば利用したい」)が「母子世帯」では 40.8%、「父子世帯」では 24.3%となっています。
- ・ 経済的な理由で通うことができない家庭での『利用したい』(「利用したい」「どちらかと言えば利用したい」)が 46.8%となっています。

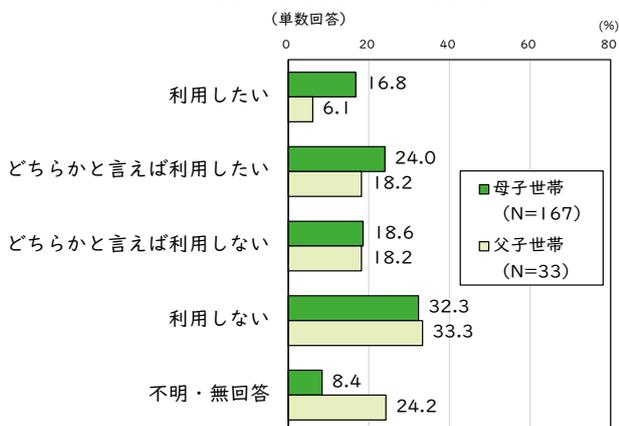
中学生対象の学習支援の利用意向



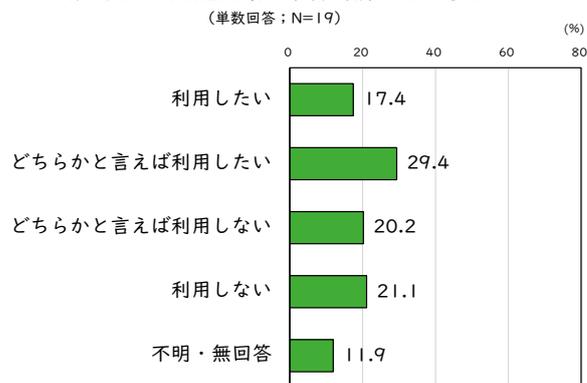
経済的な理由で民間学習施設に通うことのできない家庭での中学生対象の学習支援の利用意向



高校生対象の学習支援の利用意向



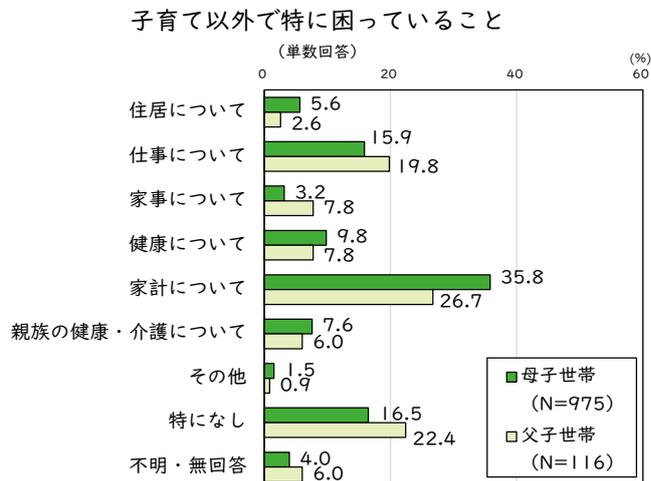
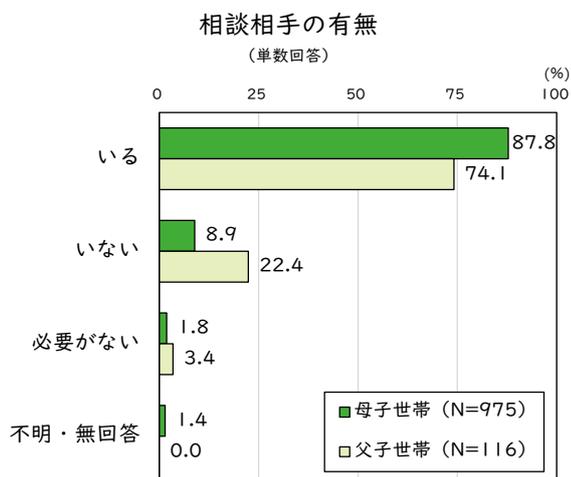
経済的な理由で民間学習施設に通うことのできない家庭での高校生対象の学習支援の利用意向



(相談相手や子育て以外の困りごとや悩み事)

○ 相談相手

- ・ 「母子世帯」の 8.9%、「父子世帯」の 22.4%が「相談できる相手がいない」となっています。
- ・ 子育て以外で特に困っていることは、「母子世帯」「父子世帯」ともに「家計について」が最も多く、「母子世帯」が 35.8%、「父子世帯」が 26.7%となっています。

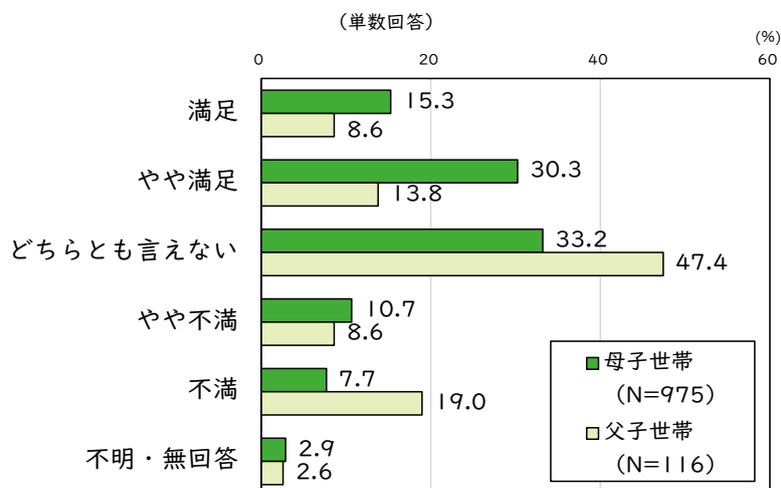


(ひとり親世帯の公的制度等について)

○ 市のひとり親世帯向け支援の満足度

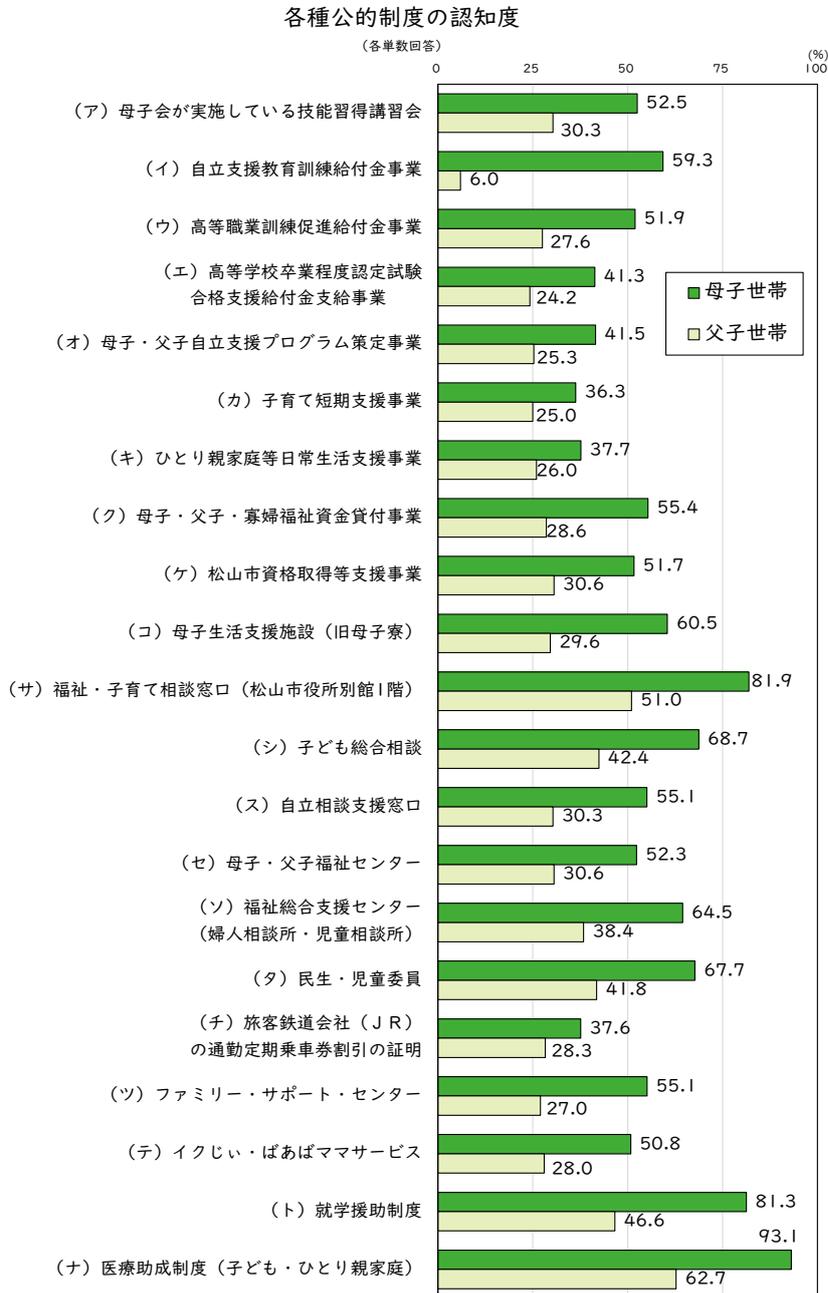
- ・ ひとり親世帯向けの支援の満足度は、『満足』(「満足」「やや満足」の合計)が「母子世帯」で 45.6%、「父子世帯」では 22.4%となっています。「父子世帯」で『満足』(「満足」「やや満足」の合計)が低くなっています。

市のひとり親世帯向けの支援の満足度



○ 公的制度等の認知と満足度

- ・ 公的制度の認知は、「母子世帯」「父子世帯」ともに上位 3 項目が同じとなっています。
- ・ 「母子世帯」では、「医療助成制度(子ども・ひとり親家庭)」が最も多く 93.1%、次いで「福祉・子育て相談窓口(松山市役所別館 1 階)」が 81.9%、「就学援助制度」が 81.3%などとなっています。
- ・ 「父子世帯」では、「医療助成制度(子ども・ひとり親家庭)」が最も多く 62.7%、次いで「福祉・子育て相談窓口(松山市役所別館 1 階)」が 51.0%、「就学援助制度」が 46.6%などとなっています。父子世帯はすべての項目で母子世帯よりも認知度が低くなっています。
- ・ 「子育て短期支援事業」「ひとり親家庭等日常生活支援事業」「旅客鉄道会社(JR)の通勤定期乗車券割引の証明」など、「母子世帯」「父子世帯」ともに 40%以下の認知度となっている事業もあります。

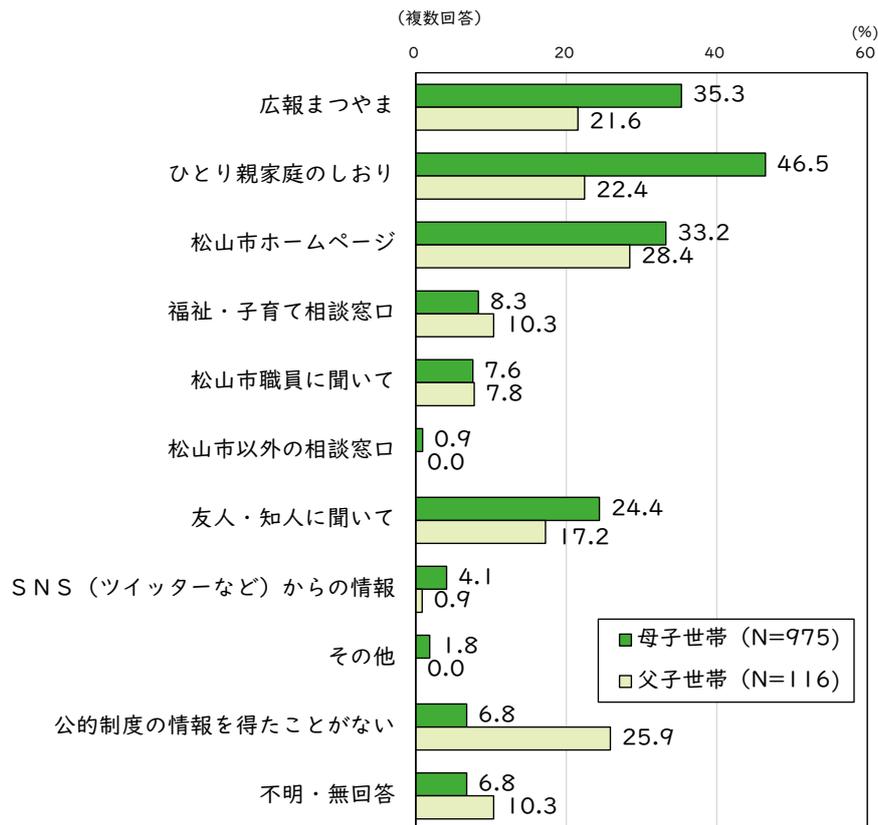


※項目により回答者数が異なる

○ 公的制度や市の子育て支援に関する情報の入手方法

- ・ 「母子世帯」は「ひとり親家庭のしおり」が最も多く 46.5%、次いで「広報まつやま」が 35.3%、「松山市ホームページ」が 33.2%などとなっています。
- ・ 「父子世帯」は「松山市ホームページ」が最も多く 28.4%、次いで「ひとり親家庭のしおり」が 22.4%、「広報まつやま」が 21.6%などとなっています。
- ・ 「父子世帯」では、「公的制度の情報を得たことがない」が 25.9%となっています。

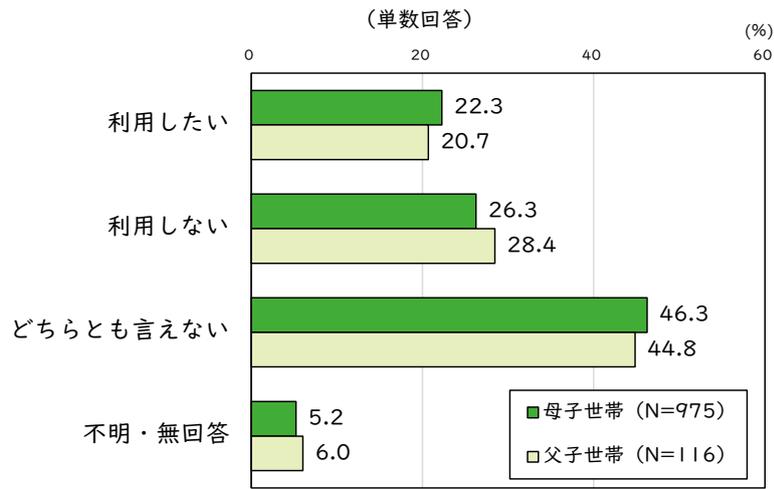
公的制度や松山市の子育て支援に関する情報の入手方法



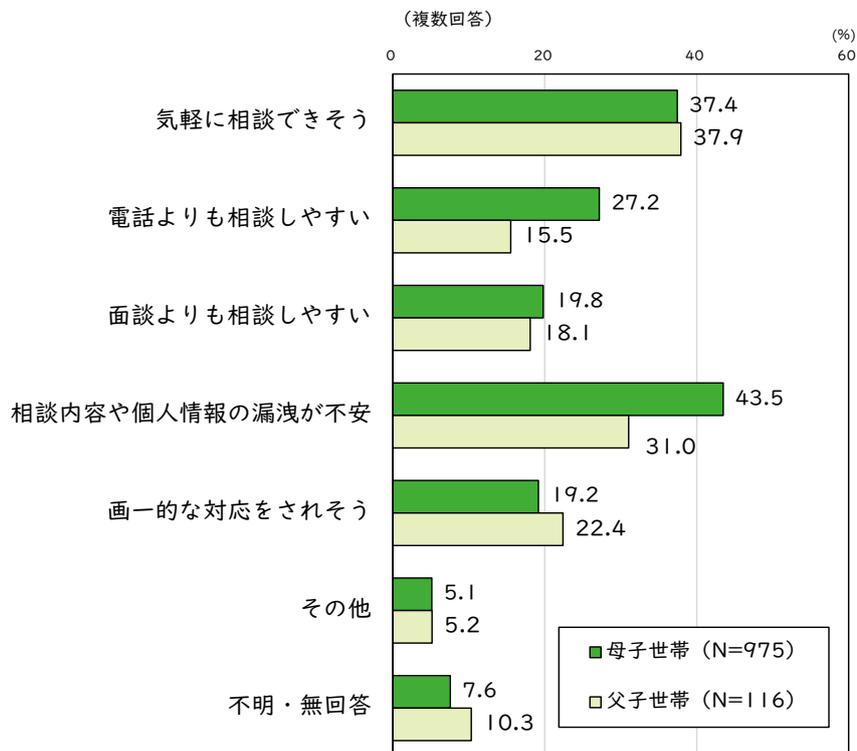
○ コミュニケーションアプリ(LINE 等)を活用した相談窓口のニーズ等

- ・ LINE 等のコミュニケーションアプリを活用したひとり親世帯向けの相談窓口の利用意向は「母子世帯」が 22.3%、「父子世帯」が 20.7%となっています。
- ・ LINE 等のコミュニケーションアプリを活用したひとり親世帯向けの相談窓口に対する考え方は、「母子世帯」「父子世帯」ともに「気軽に相談できそう」が 40%近くある一方で、「相談内容や個人情報の漏洩が不安」といった意見も一定あります。

LINE等のコミュニケーションアプリを活用した
ひとり親世帯向けの相談窓口の利用意向



LINE等のコミュニケーションアプリを活用した
ひとり親世帯向けの相談窓口に対する考え方



(3) 第2期計画の達成状況と評価

① 施策・事業の達成状況の内部評価

担当課で第2期計画の施策・事業の達成状況をA～Cの3段階で評価しました。
「評価A」が12事業、「評価B」が13事業、「評価C」が5事業となっています。

- A: 計画策定時(平成27(2015)年度)に比べ、新規追加、事業拡充した。
利用者等の拡大に努めた。目標数値に到達した。
- B: 計画策定時(平成27(2015)年度)のまま、事業を継続。利用者が概ね横ばいであった。
- C: 計画策定時(平成27(2015)年度)以降、事業が縮小・廃止された。利用者が大きく減少した。目標数値に到達しなかった。

目標	施策	事業数	達成状況		
			A	B	C
1. 子育て、生活支援の充実	1) 保育所等での子育て支援	2	2	0	0
	2) 保育所等以外での子育て支援	3	0	3	0
	3) 生活支援	4	3	0	1
2. 就業支援の充実	1) 能力向上のための支援	5	2	0	3
	2) 就業機会の創出支援	2	1	1	0
3. 経済的支援の充実	1) 経済的支援	5	1	3	1
4. 養育費確保等の推進	1) 情報提供と広報・啓発活動の推進	2	0	2	0
	2) 相談体制の充実	2	2	0	0
5. 相談体制と情報提供の強化	1) 相談機能の充実	2	1	1	0
	2) 情報提供の充実・関係機関団体との連携強化	3	0	3	0
合計		30	12	13	5

② 松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会による評価

担当課での内部評価を踏まえ、松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員に第 2 期計画の施策・事業について1～3の3段階で評価を受けました。

「評価 3」が 9 事業、「評価 2」が 19 事業、「評価 1」が 2 事業となっています。

- 3: 十分な成果や実績をあげていると認められる。
- 2: 概ね市民が満足できる成果や実績を上げていると認められる。
- 1: 社会情勢等から考えると今後さらなる取組が必要である。

目標	施策	事業数	評価		
			3	2	1
1. 子育て、生活支援の充実	1) 保育所等での子育て支援	2	2	0	0
	2) 保育所等以外での子育て支援	3	0	3	0
	3) 生活支援	4	3	1	0
2. 就業支援の充実	1) 能力向上のための支援	5	0	3	2
	2) 就業機会の創出支援	2	1	1	0
3. 経済的支援の充実	1) 経済的支援	5	1	4	0
4. 養育費確保等の推進	1) 情報提供と広報・啓発活動の推進	2	0	2	0
	2) 相談体制の充実	2	1	1	0
5. 相談体制と情報提供の強化	1) 相談機能の充実	2	1	1	0
	2) 情報提供の充実・関係機関団体との連携強化	3	0	3	0
合計		30	9	19	2

③ 施策・事業ごとの達成状況と評価

<目標 1. 子育て、生活支援の充実>

施策 1) 保育所等での子育て支援

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
ひとり親家庭 児童の保育所 等の優先入所 保育料の一部 軽減	平成 27(2015)年 4 月から施行された「子ども・子育て支援新制度」により、従来の保育に欠けるから、保育の必要量に応じて保育を受けることになりました。また、定員が 19 人以下の地域型保育が創設され、保育を必要とする子どもについては、従来の保育所や認定こども園の保育所機能部分だけでなく、地域型保育についても、市町村が利用調整を行うことになりました。 利用調整を行う際には、保育所等入所選考基準表により保育の必要性を点数化して優先度を決定することにしており、ひとり親家庭については、点数加算し優先度が高くなるよう配慮しています。 保育料については、世帯の市民税額による応能負担となっていますが、松山市では、国が定めた徴収基準額より低い額とし、負担軽減を図っており、生活保護世帯及び市民税非課税世帯については、無料としています。 また、保育料の算定にあたり、未婚のひとり親家庭については、市民税に寡婦控除をみなし適用することにより、さらに保育料の軽減を図っています。	A	保育所等の入所選考の際に、ひとり親家庭の場合は加点を行うなど、優先度が高くなるよう継続して配慮を行った。また、令和元(2019)年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化に伴い、従来より保育料の軽減も拡大した。	3		
担当課 保育・幼稚園課						
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
① ひとり親家庭保育料無料児童(人)		885	955	899	883	1,058
② ひとり親家庭保育料軽減児童数(人)		193	271	195	218	42
③ 全児童数(認定こども園、地域型保育含む)(人)		7,291	7,531	7,830	8,058	8,320

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
延長保育 一時預かり事業	平成 27(2015)年 4 月から施行された「子ども・子育て支援新制度」により、「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた、11 時間の開所時間を超過して保育所等で保育を実施する「延長保育」や、一か月 64 時間未満の就労や疾病等で心理的・肉体的負担解消のため保育所等の在園児以外を対象とする一般型及び幼稚園の在園児を対象とする幼稚園型などの「一時預かり事業」を実施しています。 公立園の各事業の利用料については、市民税非課税世帯に該当するひとり親家庭は、利用料を無料とし、経済的負担の軽減を図っています。	A	(在園児対象型以外)ともに、目標数値を上回る利用者がいた。 延長保育の利用で、安心した就労につながったほか、一時預かりの利用で、保護者のリフレッシュ等につながった。	3		
担当課 保育・幼稚園課						
【令和元年度目標数値(★)】						
確保内容(利用定員数) 延長保育 3,180 人(★)						
一時預かり事業(年間利用延べ人数)374,562 人日						
(在園児対象型 332,233 人日) (在園児対象型以外 42,329 人日)						
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
① 延長保育(年間利用人数)(人)		3,637	3,917	3,706	3,673	3,587(※)
② 一時預かり事業 (年間延べ利用人数)(人)	一般型	72,511	77,648	72,282	74,062	64,604
	幼稚園型	96,169	166,106	-	-	-
	余裕活用型	294	1,137	2,685	1,896	884

※ 各施策・事業のうち、事業によって定められた目標に対する実績数には(★)を入れています。

施策 2) 保育所等以外での子育て支援

施策・事業名	内容		達成状況	達成状況判定の理由		児童福祉専門分科会評価	
子育て短期支援事業・ショートステイ(短期入所生活援助事業)・トワイライトステイ(夜間養護等事業)	保護者が病気、家庭の事情、冠婚葬祭等の理由により児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由等により緊急一時的に母親と児童を保護することが必要な場合に、児童養護施設等にて、連続 7 日間以内で児童等のショートステイ(短期入所生活援助事業)、トワイライトステイ(夜間養護等事業)を実施しています。 なお、市民税非課税世帯に該当するひとり親家庭は、利用者負担金を無料とし、経済的負担の軽減を図っています。		B	延利用者数は年間目標に達しなかったものの増加傾向にあり、最終年度は大きく増加した。 事業を周知することで、一時保護が必要な世帯の適切な利用につながった。		2	
担当課	【年間目標延利用者数(★)】 平成 28 年度:625 人(★) 平成 29 年度:696 人(★) 平成 30 年度:775 人(★) 令和元年度:864 人(★)						
子育て支援課							
実績値(延べ数)			H27	H28	H29	H30	R1
父子家庭利用	① ショートステイ	(人)	2	2	0	0	6
		(日)	20	4	0	0	12
	② トワイライトステイ	(人)	3	32	4	0	0
		(日)	3	32	4	0	0
母子家庭利用	③ ショートステイ	(人)	34	23	77	79	120
		母(人)	2	0	3	1	2
		(日)	206	129	396	380	591
	④ トワイライトステイ	(人)	0	0	2	0	53
(日)		0	0	2	0	53	
一般世帯利用	⑤ ショートステイ	(人)	12	14	8	8	19
		母(人)	0	0	2	0	1
		(日)	67	48	35	31	114
	⑥ トワイライトステイ	(人)	4	10	4	14	0
(日)		4	10	4	14	0	
合計	⑦ ショートステイ	(人)	48	39	85	87	145
		母(人)	2	0	5	1	3
		(日)	293	181(★)	431(★)	411(★)	717(★)
	⑧ トワイライトステイ	(人)	7	42	10	14	53
(日)		7	42(★)	10(★)	14(★)	53(★)	

施策・事業名	内容		達成状況	達成状況判定の理由		児童福祉専門分科会評価	
ファミリー・サポート・センター事業(育児)	保育所・放課後児童クラブ等では対応が困難な保育ニーズ等に対応して、「援助を受けたい者(依頼会員)」と「援助を行いたい者(提供会員)」をセンターに会員として登録し、援助が必要となった場合に両者の斡旋等を行い、援助活動(有料)を実施しています。		B	広報誌や市ホームページ、子育て情報サイト「カンガルーカフェ」などで周知を図り、会員の増加に努めた。		2	
担当課	【年間目標延利用件数(★)】 平成 28 年度:10,801 件(★) 平成 29 年度:10,984 件(★) 平成 30 年度:11,171 件(★) 令和元年度:11,361 件(★)						
子育て支援課							
実績値			H27	H28	H29	H30	R1
① 育児依頼会員総数(人)			674	724	778	870	826
② 育児提供会員総数(人)			731	536	537	528	526
③ 両方会員(人)			27	27	26	25	26
④ 育児援助活動件数(件)			8,684	9,421(★)	8,430(★)	8,092(★)	6,284(★)
⑤ 病児・病後児預り件数(件)			8	15(★)	8(★)	0(★)	1(★)

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
放課後児童クラブ	昼間、就労等により保護者がいない家庭の小学生を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供できるように、市内 114 箇所の児童クラブを設置しています。 【年間目標利用見込者数(★)】 平成 28 年度:4,542 人(★) 平成 29 年度:4,933 人(★) 平成 30 年度:5,228 人(★) 令和元年度:5,518 人(★)	B	児童の受入環境を整備するため、学校敷地内に施設を設置する等、児童が安全に安心して過ごせる場所を確保できた。	2		
担当課						
子育て支援課						
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
① 施設数(箇所)		83	98	102	105	108
	(増設後)	98	102	105	108	114
② 利用児童数(人)		4,099	4,726(★)	4,968(★)	5,255(★)	5,344(★)

施策 3) 生活支援

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
日常生活支援事業	ひとり親家庭等の保護者が疾病等により、一時的に生活援助が必要な場合、1 回 2 時間、年間 7 日以内で生活支援を行うものを利用希望者の居宅に派遣(有料)しています。 なお、市民税非課税世帯に該当するひとり親家庭等は、利用者負担の軽減を図りました。	C	利用のほとんどは関係機関からの連絡によるものであった。ひとり親のしおりやHPに掲載し周知を図った。	2		
担当課						
子育て支援課						
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
① 利用件数	(件)	2	5	11	0	3
	(時間)	4	10	22	-	15
② 利用世帯	父子家庭(件)	1	0	0	0	2
	母子家庭(件)	0	1	2	0	1

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
母子生活支援施設整備事業	母子家庭の母と 18 歳未満の児童又はこれに準ずる事情のある母子が、安心して生活していくことができるように、母子生活支援施設である松山市小栗寮への入所を実施し、自立促進のための生活支援を行っています。	A	平成 29(2017)年 8 月に耐震補強及び改修工事が完了し、DV等被害者の入居も可能となった。また、夜間警備の強化により、安心安全の向上を図った。	3		
担当課						
子育て支援課						
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
① 入所世帯数(世帯)		6	6	3	3	4
② 入所者数(人)		14	14	6	6	9

施策・事業名	内容		達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
市営住宅入居申込の優遇措置	ひとり親家庭については、市営住宅の入居申し込みにあたり、希望団地を通常2団地までとしているところを3団地に拡大しています。		A	平成29(2017)年度からの募集方法の変更により、ひとり親家庭が市営住宅に入居しやすい環境整備を図ることができた。	3		
担当課	平成29(2017)年度からは、優先枠を設け、ひとり親家庭世帯を含む高齢者世帯などの優先対象世帯のみで優先枠の入居抽選を行ったのちに、優先対象世帯とその他の世帯で優先枠以外の入居抽選を行うように募集方法を変更しています。						
住宅課	また、母子家庭については、母子専用住宅を20戸設置しており、母子家庭の状況に配慮した住環境を整えています。						
	【年間目標入居世帯数(★)】 40世帯(★)						
実績値(世帯)			H27	H28	H29	H30	R1
〔定期募集・臨時募集・特定入居〕	① 入居申し込み数	総数	604	396	806	825	841
		内、ひとり親家庭	82	92	188	141	190
	② 入居世帯数	総数	98	80	145	115	152
		内、ひとり親家庭	32(★)	26(★)	52(★)	30(★)	57(★)
〔第一和泉団地新規募集〕	① 入居申し込み数	総数	-	-	-	434	-
		内、ひとり親家庭	-	-	-	83	-
	② 入居世帯数	総数	-	-	-	85	-
		内、ひとり親家庭	-	-	-	21(★)	-

※ H27～H29の「ひとり親家庭」は母子家庭のみ

施策・事業名	内容		達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
子どもの学習支援事業	ひとり親家庭の児童は、精神面や経済面で不安定な状況におかれていることにより、学習や進学の見込みが低下したり、十分な教育が受けられず、児童の将来に不利益な影響を与えかねません。		A	平成29(2017)年度から児童扶養手当全部支給世帯の中学生を対象とした学習支援事業を開始し、年々申込み生徒数が増加している。また、参加した中学生の高校への進学率は100%であった。	3		
担当課	このため、ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談を受けることができる学生等のボランティアを活用し貧困の連鎖を防止します。						
子育て支援課	なお、この事業は生活福祉総務課、生活福祉業務1課、生活福祉業務2課が実施する松山子ども健全育成事業「土曜塾」にひとり親世帯の中学生を対象に加えて実施しています。						
実績値			H27	H28	H29	H30	R1
① ひとり親世帯登録者数(人)			-	63	36	59	78
② 延べ参加人数(人)			-	149	427	516	809

※ H28年は夏休みのみ試行的に実施しており、「①ひとり親世帯登録者数」についてH28のみ世帯数

<目標 2. 就業支援の充実>

施策 1) 能力向上のための支援

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
自立支援教育訓練 給付金支給事業	ひとり親家庭の親が、職業能力開発の教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部について助成し、自立の促進を図っています。	A	平成 31(2019)年 4 月には国の要綱改正による給付対象講座の拡充が行われたことに伴い、指定を受け受講している者は増加している。	2		
担当課	【年間目標利用者数(★)】 平成 28 年度:12 人(★) 平成 29 年度:15 人(★) 平成 30 年度:18 人(★) 令和元年度:21 人(★) 令和 2 年度:25 人					
子育て支援課						
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
① 指定申請者数(人)		7	7(★)	16(★)	18(★)	25(★)
② 専業終了者数(人)		6	8	4	19	8
③ 就業者数(人)		4	7	4	19	7
④ 就業率(%)		67	88	100	100	88

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
高等職業訓練促進 給付金等支給事業	ひとり親家庭の親が、専門的な資格取得を目指して専門学校等に 1 年以上通い、資格の取得が見込まれる場合に、一定期間、給付金を支給し、自立の促進を図っています。	A	国の要綱改正により支給期間や支給額の拡充が図られ、利用者数も増加傾向にある。	2		
担当課	【年間目標利用者数(★)】 利用人数:60 人(★)					
子育て支援課						
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
① 利用者数(人)		27(★)	33(★)	38(★)	38(★)	55(★)
② 修了者数(人)		17	13	8	6	13
③ 就業率(%・修了者の内、就業した率)		88	93	75	83	92

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
就業支援講習会	ひとり親家庭の親とその子及び寡婦を対象に、パソコン講習・介護職員初任者研修講習会等、就労に際して必要な知識や技能を身に付ける講習を実施しています。	C	いずれも利用者の減少傾向がみられており、講座の周知方法や実施時期、実施科目等の検討をおこない、利用者の拡大に努める。	1		
担当課	【年間目標受講者数(★)】 パソコン講習 20 人(★) 介護職員初任者研修 10 人(★)					
子育て支援課						
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
① パソコン講座 講習修了者数(人)		9(★)	16(★)	9(★)	6(★)	4(★)
② 介護職員初任者研修 講習修了者数(人)		6(★)	7(★)	5(★)	4(★)	5(★)

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
資格取得等助成金事業	資格取得や職業能力の開発向上のために、厚生労働大臣が指定する訓練講座を受講・修了した求職者を対象に、訓練講座受講に係る費用の一部を助成金として支給しています。	C	平成 24(2012)年度から事業実施し、当初と比較すると支給者数は減少しているが、支給者の半数近くは就労に至っている。今後も周知等行い、利用者の拡大に努める。	2		
担当課						
地域経済課						
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
① 認定者数(人)	-	25	8	4	8	
② 支給者数(人)	-	19	12	5	5	
③ 就業者数(人)	-	6	4	2	2	

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親子が高等学校卒業程度認定試験の講座を受講した場合に、受講料の一部を助成し、学び直しを支援します。 【年間目標受講者数(★)】 20人(★)	C	平成 28(2016)年度から事業実施。周知方法等の検討をおこない利用者の拡大に努める。	1		
担当課						
子育て支援課						
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
① 利用件数	総数(件)	-	1(★)	1(★)	0(★)	0(★)
	内、母子家庭の母・子(件)	-	1(母)	1(子)	-	-

施策 2) 就業機会の創出支援

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立を促進するために、プログラム策定員が個々の状況に応じた自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等と連携して継続的な自立・就労支援を行っています。 【年間目標利用者数(★)】 策定件数:20件	B	平成 29(2017)年度末にハローワークの職員が別館 1 階に配置されたことで、連携が図りやすくなり利用者の増加に繋がった。	2		
担当課						
子育て支援課						
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
① 策定件数(件)	1(★)	0(★)	0(★)	13(★)	8(★)	
② 就労件数(件)	1	0	0	10	8	

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
テレワーク等推進事業(就労奨励金・発注奨励金の交付)	就職困難者及び在宅で働くことを希望する人の雇用機会の創出及び拡大を図るため、テレワークによる在宅で業務を行う人を雇用等する指定事業者に対し就労奨励金を、その指定事業者に在宅就労業務を発注する事業者に対し、発注額の10%を奨励金とする発注奨励金を交付します。	A	計画策定時(平成27(2015)年度)より、指定事業所数は増加し、就労奨励金・発注奨励金交付件数は安定して推移している。また、平成29(2017)年度に要綱を改正し、就労奨励金の在宅就労者の要件に指定難病者を追加し、就労困難者の雇用機会の創出を図るとともに在宅就労という働き方のさらなる推進に努めている。	3		
担当課						
地域経済課						
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
① 指定事業所数(社)		5	6	6	7	7
② 就労奨励金交付件数	(社)	4	1	2	2	2
	(人)	41	34	20	23	27
③ 発注奨励金交付件数(件)		15	16	13	14	14

<目標 3. 経済的支援の充実>

施策 1) 経済的支援

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給しています。	C	支給要件の緩和など、国の制度改正が予定されているものの、ひとり親家庭の自立支援施策もあり、例年受給資格者が減少している。今後もこの傾向が続くものと想定されるため。	2		
担当課						
子育て支援課						
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
① 児童扶養手当受給資格者(人)		6,131	5,997	5,812	5,695	5,536
② 手当全部支給者(人)		3,386	3,165	2,925	3,300	3,109
③ 手当一部支給者(人)		2,360	2,412	2,434	1,907	1,904
④ 手当支給停止者(人)		385	420	453	488	523

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
ひとり親家庭医療助成事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。 また、0歳から6歳未満までの乳幼児、小学1年生から中学3年生の子どもに対する子ども医療助成事業も含め、医療助成制度の周知に努めます。	B	受給者数が減少傾向にあるが、児童数の減少が影響している。	2		
担当課						
子育て支援課						
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
① 受給対象者(人)		15,924	15,708	15,260	15,074	14,420

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
就学の援助 担当課 学校教育課	児童扶養手当受給者等を対象に、経済的な理由で公立小・中学校に児童・生徒を就学させることが困難な保護者に対して、学用品費・給食費などの援助を行い、義務教育の円滑な実施を図っています。	A	入学準備金を入学前に支給できるようにし、一部費目の支給額を増額したことで、保護者の負担を軽減した。	3		
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
ひとり親家庭就学援助 認定児童・生徒数	①(小学生・人)	2,177	2,201	2,130	2,138	2,132
	②(中学生・人)	1,443	1,418	1,429	1,337	1,309

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 担当課 子育て支援課	ひとり親家庭等に対して、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、12種類の資金の貸付を行っています。	B	修学資金等の貸付限度額の引上げや対象の拡充、違約金利率の引き下げを行った。利用者は減少傾向であり、連帯保証人の設定等が難しい事が理由としてあげられる。特に利用目的として多数を占める子の進学に伴う貸付利用の相談者に対し、他の奨学金制度等の提供等を行い支援している。	2		
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
① 事業開始資金(件)		0	1	0	0	0
② 事業継続資金(件)		0	1	0	0	0
③ 修学資金(件)		195	180	163	129	127
④ 就学支度資金(件)		108	99	62	59	53
⑤ 技能習得資金(件)		22	17	11	10	11
⑥ 修業資金(件)		18	13	5	3	4
⑦ 就職支度資金(件)		0	1	0	0	0
⑧ 生活資金(件)		17	19	12	10	3
⑨ 住宅資金(件)		0	0	0	0	0
⑩ 転宅資金(件)		9	3	1	1	1
⑪ 医療介護資金(件)		0	0	0	0	0
⑫ 結婚資金(件)		0	0	0	0	0
⑬ 合計(件)		369	334	254	212	199

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
子育て支援サービス利用料の助成	ファミリー・サポート・センターやシルバー人材センターが実施する保育や送迎などの子育て支援サービス利用料を助成しています。また、ひとり親家庭(児童扶養手当受給者)を対象に助成額を増額しています。	B	平成26(2014)年度から継続して、ファミリー・サポート・センターやシルバー人材センターが実施する保育や送迎などの子育て支援サービス利用料の助成を行った。	2		
担当課						
子育て支援課						
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
ファミリー・サポート・センター	(件)	7,718	8,529	7,641	7,519	5,949
	(内、児童扶養手当受給者・件)	1,125	1,557	1,329	1,120	1,077
イクじい・ばあばママサービス	(件)	1,528	2,097	1,391	736	321
	(内、児童扶養手当受給者・件)	3	14	134	22	0

<目標 4. 養育費確保等の推進>

施策 1) 情報提供と広報・啓発活動の推進

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価
養育費の支払(取得)に関する情報提供と広報・啓発活動	養育費の取得手続きなどについて、情報提供活動を推進します。また、「ひとり親家庭のしおり」の配布等により、養育費の支払(取得)に関する広報・啓発活動を推進するとともに、養育費について、相談から取得まで一貫した支援を行います。	B	市民課の窓口では、離婚届提出の際だけではなく、届出書を取りに来た際にもパンフレットを手渡し、子育て支援課の窓口でも、養育費の取得に関する情報を提供している。	2
担当課				
子育て支援課				
実績等				
「ひとり親家庭のしおり」に、各種相談として特別相談事業、養育費相談の窓口を掲載している。 また、松山市ホームページにも養育費相談窓口を掲載している。				

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価
面会交流に関する情報提供と広報・啓発活動	子どもの立場からの面会交流について、広報・啓発活動を推進します。	B	市民課の窓口では、離婚届提出の際だけではなく、届出書を取りに来た際にもパンフレットを手渡し、子育て支援課の窓口でも、面会交流の取り決めに関する情報を提供している。	2
担当課				
子育て支援課				
実績等				
「ひとり親家庭のしおり」に、各種相談として特別相談事業、養育費相談の窓口を掲載している。 また、松山市ホームページにも養育費相談窓口を掲載している。				

施策 2) 相談体制の充実

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉 専門分科会評価
母子・父子自立支援員等による相談の充実 担当課	ひとり親家庭を対象に、母子・父子自立支援員等が、情報提供や助言を行い、状況に応じ弁護士による法律相談を行うなど養育費確保の促進に努めています。	A	ひとり親自立支援制度の拡充やハローワーク窓口の設置などにより、相談者に対し、より総合的な支援の提供や助言を行っている。相談件数についても、H27：2,385件からR1:2,947件と増加してきている。	2
子育て支援課				
実績等				
相談の中には経済的なものも含まれており、生活費の収支など現在の状況の総合的な聞き取りを行い、その中で必要に応じて養育費に関する助言を行うケースもある。				

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉 専門分科会評価		
専門相談員による相談の実施 担当課	養育費の取り決めや確保、子どもの面会交流について、専門相談員による相談を実施します。	A	養育費や面会交流に関する情報提供や助言を行い対応している。	3		
子育て支援課						
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
① 専門相談件数(件)		0	2	4	3	1
② 婦人相談件数(件)		41	81	72	95	95

<目標 5. 相談体制と情報提供の強化>

施策 1) 相談機能の充実

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉 専門分科会評価		
母子・父子自立支援員等、弁護士による相談の充実 担当課	ひとり親家庭等を対象に、生活・住居・子どもの養育や教育等について総合的な相談等を行っています。また、法律知識を要する専門的な相談に対しては、弁護士による相談を行っています。	B	市民課窓口での案内等により、ひとり親に対する支援制度の提供等を実施している。	2		
子育て支援課						
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
① 母子父子自立支援員相談件数(件)		2,385	2,842	2,501	2,829	2,947
② 弁護士相談件数(件)		0	0	0	0	0

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価		
子育て支援相談の充実 担当課 子ども総合相談センター事務所	子どもに関する総合相談窓口である、「松山市子ども総合相談」にて、松山市の0歳から18歳までの子育て、発達、虐待、いじめ、不登校、問題行動などのさまざまな相談に対し、学校や関係機関と連携し対応しています。 また、養育支援が特に必要である家庭に対し、保健師、保育士などの専門職がその居宅を訪問し、養育に関する助言、指導を行うことにより、当該家庭の適切な養育の確保に努めるとともに、若年妊婦などの特定妊婦に対して、産婦人科医や小児科医と連携して、育児不安の解消に努めています。	A	関係機関や学校等へリーフレットを配布し、「子ども総合相談」の周知に努めた。支援対象家庭への、継続的な養育支援訪問を行った。	3		
実績値		H27	H28	H29	H30	R1
① 支援を必要とする子どもの数(件)		1,640	1,570	1,782	2,051	2,333
② 養育支援家庭訪問を受けた子どもの数(人) ※H30からは世帯数		941	929	940	830	835
③ 内、ひとり親家庭の子ども(人) ※H30からは世帯数		446	467	443	298	278
④ 養育支援家庭訪問を行った延べ回数(回) ※H30からは延べ訪問数		4,708	5,234	4,621	2,641	2,718

施策 2) 情報提供の充実・関係機関団体との連携強化

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価
情報提供の充実 担当課 子育て支援課及び関係各課	「ひとり親家庭のしおり」を市の関係窓口等に配布するとともに、市ホームページで各種制度の周知に努めます。また、離婚届提出時に保険、年金、各手当等の受給手続きに漏れないようチラシによる案内も行います。	B	市ホームページや広報紙等で各種制度をしたほか、「ひとり親家庭のしおり」を毎年更新し配布した。	2
実績等				
○ 「ひとり親家庭のしおり」を市のホームページに掲載するとともに、児童扶養手当の現況届時に全員に配布を行い、制度の周知に努めた。 H27・28 9,000部、H29・30・31 8,000部				
○ 平成28年に冊子のサイズをA4→A5とコンパクトにし、好評だった。				

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価
民生委員児童委員等との連携強化 担当課 子育て支援課及び生活福祉総務課	民生児童委員が地域のひとり親家庭等に対し相談に応じ、福祉制度の紹介や関係資料の作成を行うとともに、関係機関との連携を図っています。	B	新任民生児童委員の研修時にひとり親家庭の事業について説明するなど各種事業の適正実施のため連携し、ひとり親家庭の支援に取り組んだ。 また、民生児童委員の活動記録等で子育て、母子に関する相談件数を確認し、支援状況の把握に努めた。	2
実績等				
○ 児童扶養手当申請時の家庭状況の申し立て内容の事実確認や母子父子寡婦福祉資金貸付申請時の母子及び保証人に関する意見書の作成について民生児童委員に依頼するなど、連携のもとに母子家庭等の支援に取り組んだ。				

施策・事業名	内容	達成状況	達成状況判定の理由	児童福祉専門分科会評価
関係機関・団体との連携強化 担当課 子育て支援課	県福祉総合支援センター(児童相談所、婦人相談所)、母子・父子福祉団体、子育て関係団体等と連携しひとり親家庭等の自立支援や児童の健全育成に努めています。	B	要支援者に必要な支援を実施するため、関係機関との情報共有等による連携を図った。	2
実績等				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県市福祉事務所職員研修会や家庭相談員連絡協議会、全国婦人相談員・心理判定員研究協議会等に出席し、関係機関との連携等について学んだ。 ○ 愛媛県総合福祉支援センターや愛媛県男女共同参画推進センター、警察等と連携し、DV被害者の支援に取り組んだ。 ○ さまざまな角度から支援を要する個別の支援事案については、警察や学校、児童相談所等の関係機関が随時参集し、できる限りの支援策について協議し、連携して取り組んだ。 ○ 母子婦人児童相談室でのDV被害に関する取扱い延べ件数 H27 381件、H28 398件、H29 444件、H30 475件 R1 455件 				

(4) ひとり親家庭を取り巻く課題

子育て・生活支援

- 保育・育児の援助や日常生活・緊急時のサポート、支援制度等の情報など、ひとり親家庭に必要な支援・情報がさらに確実に届くことが必要です。

ひとり親世帯になった時点での末子の年齢は、5歳以下の家庭が母子世帯では64%程度、父子世帯では45%程度で、育児等の協力を期待できる同居者がいる家庭は、母子世帯・父子世帯ともに30%程度でした。また、子どもの預かりや家事のサポートを行う「子育て短期支援事業」や「ひとり親家庭等日常生活支援事業」などの認知度は40%未満となっています。

ひとり親家庭には、子どもの年齢や就学状況によって変化する悩みや、住居や就業、転職など様々な悩みがあるとともに、ひとり親になった理由によってもそれぞれに課題があります。母子家庭のなかには、DV被害等を理由にひとり親になった家庭もあり、被害者に対するケアや養育支援を実施するため母子生活支援施設の活用や関係機関などのサポートが必要となります。

以上のことから、母子家庭の母及び父子家庭の父が安心して子育てと就業等が出来るようにするためのサポートや、必要なところに支援制度の情報が届く仕組みを検討するとともに、それぞれの悩みや課題に対応し、必要に応じて他機関との連携をしながら総合的・包括的な支援ができる体制づくりが必要であると考えられます。

就業支援

- 安定した生活基盤の確保のため、個々の生活状況を踏まえた保護者の就業支援を行っていくことが必要です。

母子世帯・父子世帯ともに高い就業率ではあるものの、母子世帯では、非正規雇用である「パート・アルバイト」「派遣社員」の割合が40%程度であり、年間就労収入300万円未満の割合が7割を超え、父子世帯と比べ収入が低くなっています。

また、資格・免許を有する者の60%程度は正規雇用として就労している一方で、資格・免許を有しない者の65%程度は非正規雇用となっています。

以上のことから、資格・免許の取得が安定した就労先の確保にも繋がると考えられます。個々の状況に合わせた求職活動を支援する自立支援プログラム策定事業の活用や、就労に繋がる資格・免許の取得に対する支援、他機関との連携など、きめ細かな支援が必要であると考えられます。

養育費確保等の支援

- ひとり親家庭の生活を支え、子どもの健全育成を図るため、養育費及び面会交流の取り決めに推進する支援が必要です。

養育費の取り決めについて母子世帯の 49.6%、父子世帯 66.3%は取り決めをしておらず、その理由としては「相手に支払う能力がないと思ったから」や「相手と関わりたくない」といったことが主なものになり消極的な傾向にあります。

また、面会交流の取り決めについても母子家庭の 70.3%、父子家庭の 73.9%は取り決めをしていません。

以上のことから、養育費・面会交流の取り決めが適切に行われるよう、離婚前からの意識づけ、重要性や法制度の理解を深めてもらうための周知啓発、関係機関や専門相談への繋ぎなどにより、取り決めの推進を図ることが必要であると考えられます。

経済的支援

- 自立した生活を支えるための、様々な支援を組み合わせた経済的な支援が必要です。

生活費が収入を上回っている母子世帯が 31.1%、父子世帯が 25.9%あり、預貯金額が「ない」と答えている母子世帯は 24.6%、父子世帯は 27.6%となっています。

また、子どもの年齢が上がるにしたがって「育児・教育費」が生活費を圧迫しており、民間の学習施設を利用していない世帯のうち「経済的な余裕がない」ことを理由に挙げている母子世帯が 55.4%、父子世帯が 38.1%と学習施設に通えない理由のなかで最も多くなっています。

以上のことから、ひとり親家庭では経済的に苦しいと感じる家庭が多くあり、それを理由に子どもに対する教育の機会が妨げられている状況があります。生活支援や就業支援、養育費確保等の支援を行うとともに、福祉資金の貸付や子どもの学習支援の活用など、子どもに対する支援も必要であると考えられます。

3. 計画の基本的な考え方

(1) めざす姿

ひとり親家庭等が自立し、笑顔で暮らせるまち



この「めざす姿」は“まちのあるべき姿”であり、本計画に基づく取組の方向を示しています。

松山市では、ひとり親家庭等の自立を支援する事業を総合的に進めるため、平成 21 (2009)年 3 月に「第 1 期松山市母子家庭等自立促進計画」を、平成 28(2016)年に 3 月に第 2 期計画を策定し、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などに取り組んできました。

ひとり親家庭等は、就業、子育て、家事等をひとりで担うことが多く、その精神的、肉体的負担は大きなものです。さらに、経済的な面でも社会構造的な問題を背景にひとり親家庭等を取り巻く環境の厳しさが続いています。

こうしたことを踏まえて、本計画の「めざす姿」を「ひとり親家庭等が自立し、笑顔で暮らせるまち」とし、ひとり親家庭等に対する総合的な事業を展開することで、ひとり親家庭等が現在から将来にわたり、自立し、安心して笑顔で暮らせることを第一に尊重していきます。

(2) 基本方針

方針 1

ひとり親家庭等に寄り添い、生活の自立・安定・向上のために必要な支援をします。

- ・ ひとり親家庭等が抱える困難に寄り添い不安に共感しながら、あたり前な日常生活を安心して送ることができるよう、自立促進に向けた支援を行います。

方針 2

ひとり親家庭等の子どもの現在から将来にわたる健やかな育ちを支援します。

- ・ ひとり親家庭等の子どもが、その子らしく健やかに育ち、自己実現を求めているよう、生活環境や学習環境等の確保に向けた支援を行います。

方針 3

ひとり親家庭等の複合的なニーズに対応できるよう、切れ目のない総合的な支援をします。

- ・ ひとり親家庭等が抱える、複合的なニーズに継続的にかかわり、子どものライフステージの変化等に即した切れ目のない支援を行います。

4. 施策の展開

(1) 施策の体系

国の「ひとり親家庭等の自立支援策の体系」の支援策の柱を、本計画の施策の柱として設定します。また、関連するSDGs(持続可能な開発目標)を施策の柱ごとに示します。

施策の柱	施 策
1. 子育て・生活支援	1 保育所等での子育て支援
	2 保育所等以外での子育て支援
	3 生活支援
	4 相談機能の充実
	5 情報提供の充実・関係機関団体との連携強化
2. 就業支援	6 能力向上のための支援
	7 就業機会の創出支援
3. 養育費確保等の支援	8 養育費に係る情報提供と広報・啓発活動の推進
	9 養育費や面会交流等に係る相談体制の充実
4. 経済的支援	10 子育て世帯等への経済的支援

(2) 施策の内容

施策の柱 1. 子育て・生活支援

関連する SDGs



ひとり親家庭等が社会的に孤立することがないように、早い段階から、保育・育児の援助や日常生活・緊急時のサポート、支援制度等の情報など、ひとり親家庭等に必要な支援・情報がさらに確実に届くよう図っていきます。

施策 1 保育所等での子育て支援		
事業名	概要	担当課
ア. ひとり親家庭児童の保育所等の優先入所事業(保育料の一部軽減) (母・父)	<ul style="list-style-type: none"> 保育料については、世帯の市民税額による応能負担となっておりますが、松山市では、国が定めた徴収基準額より低い額とし、負担軽減を図っており、生活保護世帯及び市民税非課税世帯については、無料としています。 	保育・幼稚園課
イ. 延長保育・一時預かり事業 (母・父)	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、認定こども園、新制度に移行している私立幼稚園などに対し、保護者の就労や、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育する事業に助成します。 	保育・幼稚園課

施策 2 保育所等以外での子育て支援		
事業名	概要	担当課
ア. 子育て短期支援事業 (母・父)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行います。 	子育て支援課
イ. ファミリー・サポート・センター事業(育児) (母・父)	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関し、「援助を受けたい方(依頼会員)」と「援助を行いたい方(提供会員)」両者のあつ旋等を行います。 利用料の助成により依頼会員の増加を図るとともに、依頼会員数と提供会員数のバランスを保ちます。 より安全な援助活動を行うための講習会を実施し、提供会員の知識及び技能の向上を図ります。 	子育て支援課
ウ. 児童クラブ運営事業 (母・父)	<ul style="list-style-type: none"> 昼間、就労等により保護者がいない家庭の小学生を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。 市内 114 箇所(令和 2(2020)年 4 月)の児童クラブを設置しています。 	子育て支援課

※ 各事業の対象を(母・父・寡)で表記。
「母」:母子家庭、「父」:父子家庭、「寡」:「寡婦家庭」を示しています。

施策3 生活支援		
事業名	概要	担当課
ア. ひとり親家庭日常生活支援事業 (母・父・寡)	・ ひとり親家庭等が疾病や事故等の事由により一時的に生活援助が必要な場合、日常生活を支援する者を派遣し、当該世帯の生活の安定を図ります。	子育て支援課
イ. 母子生活支援施設事業 (母)	・ 母子家庭の母と18歳未満の児童又はこれに準ずる事情のある母子が、安心して生活していくことができるように、母子生活支援施設である松山市小栗寮への入所を実施し、自立促進のための生活支援を行います。	子育て支援課
ウ. 市営住宅入居申込の優遇措置 (母・父)	・ 子育て世帯については、入居収入基準を緩和します。 ・ 募集戸数の中に優先世帯専用の戸数枠を設けることにより、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯が、一般世帯より優先して抽選できる取扱いを行います。 ・ 母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯を含む高齢者世帯などの優先対象世帯のみで優先枠の入居抽選を行ったのちに、優先対象世帯とその他の世帯で優先枠以外の入居抽選を実施します。 ・ 母子専用住宅を20戸設置しており、母子家庭の状況に配慮した住環境を整えます。	住宅課
エ. 松山市子ども健全育成事業(土曜塾) (母・父・寡)	・ 市内のひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生に対し、居場所の役割を備えた「土曜塾」を開催し、学習の場を提供します。	子育て支援課 生活福祉総務課 生活福祉業務1課 生活福祉業務2課

施策4 相談機能の充実		
事業名	概要	担当課
ア. 母子・父子自立支援員等、弁護士による相談の充実 (母・父)	・ ひとり親家庭等を対象に、生活・住居・子どもの養育や教育等について総合的な相談等を行います。また、法律知識を要する専門的な相談に対しては、弁護士による相談を行います。	子育て支援課
イ. 総合相談事業 (母・父・寡)	・ 0歳～18歳までの子どもに関する総合的な相談窓口として、子育て、発達、虐待、いじめ、不登校、問題行動などの様々な相談や、妊娠出産に関する悩みを抱える方からの相談を受け付け、関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を行います。	子ども総合相談センター事務所

施策5 情報提供の充実・関係機関団体との連携強化		
事業名	概要	担当課
ア. 「ひとり親家庭のしおり」等を通じた情報提供 (母・父・寡)	・ 「ひとり親家庭のしおり」を市の関係窓口等で配布するとともに、市ホームページで各種制度の周知に努めます。 ・ 離婚届提出時に保険、年金、各手当等の受給手続きに漏れないようチラシによる案内を行います。	子育て支援課
イ. 民生委員児童委員等との連携強化 (母・父・寡)	・ 民生児童委員が地域のひとり親家庭等に対し相談に応じ、福祉制度の紹介や関係資料の作成を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぎます。	子育て支援課 生活福祉総務課
ウ. 関係機関・団体との連携強化 (母・父・寡)	・ 必要に応じて、県や警察等の関係機関との連携による支援を行います。	子育て支援課

施策の柱 2. 就業支援

関連する SDGs



生活が困難な状態にある世帯について、親の状況に合ったきめ細かな就労支援及び仕事と両立して安心して子育てができる環境づくりを進めます。また、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努めます。

施策 6 能力向上のための支援		
事業名	概要	担当課
ア. 自立支援教育訓練給付金支給事業(母・父)	・ 自立支援を目的に就労を前提とし、該当講座を受講した場合に資格取得後受講料の一部を助成します。	子育て支援課
イ. 高等職業訓練促進給付金等支給事業(母・父)	・ 国家資格の専門的な資格取得を目指し、養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方に安定した就学環境を提供するために促進給付金等を支給します。	子育て支援課
ウ. 就業支援講習会等事業(母・父・寡)	・ ひとり親家庭の親とその子及び寡婦を対象に、パソコン講習・介護職員初任者研修講習会等、就労に際して必要な知識や技能を身に付ける講習を実施します。	子育て支援課
エ. 資格取得等助成金事業(母・父・寡)	・ 資格取得や職業能力の開発向上のために、厚生労働大臣が指定する訓練講座を受講・修了した求職者を対象に、訓練講座受講に係る費用の一部を助成金として支給しています	地域経済課
オ. 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業(母・父)	・ 高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親またはその扶養する児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職に就くため必要と認められた場合に受講料の一部を助成します。	子育て支援課

施策 7 就業機会の創出支援		
事業名	概要	担当課
ア. ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業(母・父)	・ 児童扶養手当を受給している方の就職や自立に向けた支援を行うために、自立支援プログラムを策定します。	子育て支援課
イ. テレワーク在宅就労促進事業(就労奨励金・発注奨励金の交付)(母・父)	・ 就職困難者及び在宅で働くことを希望する人の雇用機会の創出及び拡大を図るため、テレワークによる在宅で業務を行う人を雇用等する指定事業者に対し就労奨励金を、その指定事業者が在宅就労業務を発注する事業者に対し、発注額の10%を奨励金とする発注奨励金を交付します。	地域経済課

施策の柱 3. 養育費確保等の支援

関連する SDGs



養育費が確実に確保されるよう、養育費取り決めや、面会交流等に係る相談・支援を充実させていただきます。

施策 8 養育費に係る情報提供と広報・啓発活動の推進

事業名	概要	担当課
ア. 養育費の支払(取得)に関する情報提供と広報・啓発活動 (母・父)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育費の取得手続きなどについて、情報提供をします。 ・ 「ひとり親家庭のしおり」の配布等により、養育費の支払(取得)に関する啓発をします。 ・ 養育費について、相談から取得まで一貫した支援を行います。 	子育て支援課
イ. 面会交流に関する情報提供と広報・啓発活動 (母・父)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの立場からの面会交流について、広報・啓発をします。 	子育て支援課

施策 9 養育費や面会交流等に係る相談体制の充実

事業名	概要	担当課
ア. 母子・父子自立支援員等による相談の充実 (母・父)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子・父子自立支援員等が、情報提供や助言を行い、状況に応じ弁護士による法律相談を行うなど養育費確保の促進に努めます。 	子育て支援課
イ. 専門相談員による相談の実施 (母・父)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育費の取り決めや確保、子どもの面会交流について、専門相談員による相談を実施します。 	子育て支援課

施策の柱 4. 経済的支援

関連する SDGs



必要な世帯への各種手当等の活用を促し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。また、経済的支援だけでなく、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めます。

施策 10 子育て世帯等への経済的支援		
事業名	概要	担当課
ア. 児童扶養手当支給事業 (母・父)	・ ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
イ. ひとり親家庭医療助成事業 (母・父)	・ ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、親とその扶養する20歳未満の子の保険診療による医療費の自己負担分を助成します。	子育て支援課
ウ. 就学の援助 (母・父)	・ 児童扶養手当受給者等を対象に、経済的な理由で公立小・中学校に児童・生徒を就学させることが困難な保護者に対して、学用品費・給食費などの援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課
エ. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (母・父・寡)	・ ひとり親家庭等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、12種類の貸付を行います。	子育て支援課
オ. 子育て支援サービス利用料の助成事業 (母・父・寡)	・ ファミリー・サポート・センターやシルバー人材センターが実施する保育や送迎などの子育て支援サービス利用料を助成します。 ・ ひとり親家庭(児童扶養手当受給者)を対象に助成額を増額します。	子育て支援課
カ. 松山市子ども健全育成事業(土曜塾) (母・父・寡)	(再掲:柱1-施策3-エ)	



(3) 成果指標

「4. 施策の展開」で示す具体的な取組内容を踏まえ、施策の柱ごとに進捗を評価する指標を設定します。

【施策の柱1. 子育て・生活支援】

成果指標	現状	目標(令和7年度)
① 児童クラブ待機児童数(公設)	41人 (令和2年度5月1日時点)	0人
② 子育て短期支援事業の認知度	36.3% (令和2年度)	40%
③ ひとり親家庭等日常生活支援事業の認知度	37.7% (令和2年度)	40%
④ 母子・父子自立支援員等による相談件数	2,947件 (令和元年度)	4,100件

【施策の柱2. 就業支援】

成果指標	現状	目標(令和7年度)
⑤ 高等職業訓練促進給付金利用者の就職率	92% (令和元年度)	100%
⑥ 自立支援教育訓練給付金講座修了者の就職率	88% (令和元年度)	100%

【施策の柱3. 養育費確保等の支援】

成果指標	現状	目標(令和7年度)
⑦ 養育費の取り決めをしている割合(母子世帯)	49.6% (令和2年度)	55%
⑧ 専門相談員による養育費相談件数	1件 (令和元年度)	10件

【施策の柱4. 経済的支援】

成果指標	現状	目標(令和7年度)
⑨ 就学援助制度に関する周知状況(入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している学校の割合)	100% (令和元年度)	100%
⑩ 就学援助制度に関する周知状況(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している学校の割合)	100% (令和元年度)	100%
⑪ 土曜塾参加者の高校進学率	100% (令和元年度)	100%